

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 設置の背景	
(2) 設置すべき研究科の像	
(3) 地域共創研究科のニーズと定員数	
(4) 教育研究上の目的	
(5) 養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	18
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	18
(1) 研究科及び専攻の名称	
(2) 学位の名称と学位の分野	
(3) プログラム及び学位の決定	
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	21
(1) 科目区分の設定とその特色	
(2) 各科目群の説明	
5. 教員組織の編制の考え方及び特色	24
(1) 教員組織の構成	
(2) 教員の年齢構成	
(3) 各プログラムの担当	
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	25
(1) 教員方法	
(2) 履修指導	
(3) 研究指導及び主・副指導教員	
(4) 修了要件	
(5) 学位論文審査	
(6) 特定課題についての研究成果の審査	
(7) 修了までのスケジュール	
(8) 研究倫理審査体制	
7. 施設・設備等の整備計画	30
(1) 講義室等の整備計画	
(2) 図書館の整備計画	
8. 基礎となる学部との関係	30

9. 入学者選抜の概要	· · · 31
(1) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	
(2) 入学者の選抜方法等	
(3) 出願資格	
10. 取得可能な資格	· · · 37
(1) 取得可能な資格について	
(2) 受験資格の取得可能な資格について	
(3) 公認心理師の実習	
11. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	· · · 40
(1) 修業年限	
(2) 履修指導及び研究指導の方法	
(3) 授業の実施方法	
(4) 教員の負担の程度	
(5) 図書館・情報基盤統括センター等の利用方法等	
(6) 入学者選抜の概要	
12. 管理運営	· · · 41
(1) 管理運営組織	
13. 自己点検・評価	· · · 44
(1) 全学的な取組	
(2) 大学機関別認証評価	
(3) 地域共創研究科における取組	
14. 情報の公表	· · · 44
(1) 全学的な取組	
(2) 地域共創研究科における取組	
15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	· · · 46
(1) 全学的な取組	
(2) 事務系職員の研修	
(3) 地域共創研究科における取組	

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の背景

① 琉球大学の基本理念及び人文学・社会科学系研究科の沿革

琉球大学は、地域の人々の熱意によって、ランドグラント大学（Land Grant University）の精神を基本として、戦後間もない昭和25年に設立され、島嶼県である沖縄の産業振興・社会発展を促進し、その人材を育成する高等教育機関としての役割を果たしてきた。

今日、本学は、「真理の探究」、「地域・国際社会への貢献」、「平和・共生の追求」を基本理念とし、琉球・沖縄文化研究及び熱帯島嶼海洋研究など、地域の特色を生かした研究の成果をもって沖縄や日本、世界の新たな「地（知）の拠点」となること、そして、沖縄や日本、世界に貢献できる人材を育成、輩出することによって、平和的な多文化共生社会の実現に貢献する「知の津梁（架け橋）」となることをそのミッションに掲げている。また、平成27年1月に策定された「2050年の琉球大学の姿（長期ビジョン）」では、**地域とともに豊かな未来社会をデザインし、アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となることを目指すとしている。**

この基本理念のもと、現在、3つの人文学・社会科学系の研究科を設置している。「人文社会科学研究科」は、平成7年4月に修士課程2専攻で開設し、平成13年4月に3専攻へと改組、さらに平成18年4月に博士後期課程に課程変更を行い、現在に至っている。「観光科学研究科」は、平成21年4月に修士課程1専攻で開設し現在に至っている。また、「教育学研究科」は、平成2年4月に修士課程2専攻で開設し、専攻の設置・廃止等を経て、平成31年4月に教職大学院への一元化を行った。教育学研究科の修士課程については、在学生がいなくなることが確定した後、廃止の手続きを行う予定である。

② 現行の研究科における課題

1) 近年の定員充足状況

近年、人文社会科学研究科及び観光科学研究科は、入学定員充足率が非常に厳しい状況が続いている。表1のように、平成29年度及び平成30年度はやや持ち直したものの、直近の3年は平成28年度と同様に、2研究科合わせての入学定員充足率が5割を下回っており、令和3年度においては3割を下回っている。本学としては、平成29年度及び平成30年度のような若干の振り戻しを座して待つのではなく、この現状を真摯に受け止め、早急に対応策を実行する必要がある。

(表1) 過去6年間の入学志願状況

※()内は内数

人文社会科学 研究科	入試年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	6年平均
	入学定員	45	45	45	45	45	45	45
	志願者数 (本学出身者)	24 (11)	65 (37)	66 (38)	46 (21)	41 (24)	30 (13)	45.3 (24)
	受験者数	23	59	60	38	39	29	41.3
	合格者数	19	38	36	21	22	14	25
	入学者数 (社会人)	17 (3)	36 (6)	33 (4)	21 (8)	21 (4)	14 (2)	23.7 (4.5)
	(留学生)	(1)	(4)	(9)	(3)	(2)	(3)	(3.6)
	定員充足率	37.7%	80.0%	73.3%	46.6%	46.6%	31.1%	52.5%

観光科学 研究科	入試年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	6年平均
	入学定員	6	6	6	6	6	6	6
	志願者数 (本学出身者)	12 (3)	8 (2)	13 (3)	1 (0)	3 (0)	4 (1)	6.8 (1.5)
	受験者数	9	8	12	1	3	4	6.1
	合格者数	4	5	4	1	2	1	2.8
	入学者数 (社会人)	4 (1)	4 (0)	4 (1)	1 (1)	2 (0)	1 (0)	2.6 (0.5)
	(留学生)	(3)	(1)	(2)	(0)	(2)	(1)	(1.5)
	定員充足率	66.6%	66.6%	66.6%	16.6%	33.3%	16.6%	44.4%

2) 定員充足状況を踏まえた課題の認識

上記のような現状は、急激に変化する社会において求められている大学院教育像に、本学の人文学・社会科学系研究科がマッチしなくなっていることを示している。翻って考えれば、人文社会科学研究科は平成18年度の改組、観光科学研究科は平成21年度の設置以降、教育・研究体制の見直しは行っているものの、抜本的な改革は行っていない。

一方で、基礎となる学部においては、平成30年度に法文学部及び観光産業科学部を改組し、人文社会学部及び国際地域創造学部を設置した。しかし、これらの学部教育との連携については、十分な再編を行うことができていない。

また、教育学研究科については、平成30年度に行った教職大学院への一元化に伴い、教育学研究科が有してきた人的資源の中で有効に活用できない部分が生じていることも課題である。

以上のことから、人文学・社会科学系研究科は、今一度 Land Grant University の精神や本学の基本理念を再確認し、学内の人的資源を有効に活用しつつ、何より社会的ニーズに応答して、地域が求める人材を養成する大学院となるよう抜本的な改革を行わなければならない。

(2) 設置すべき研究科の像

① 社会の急激な変化への対応の必要性

Society 5.0 の日本社会では、理工系の生み出す価値を社会で最大限活用される形で提供することが求められる一方、「第 5 期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定) で指摘されているように、人間社会との調和的な科学技術の社会実装に向けた倫理的・法制度的・社会的取組の必要性が掲げられ、この課題解決に向けた知見を人文学・社会科学に求める期待が高まっている。たとえ人工知能のような科学技術が発展しようとも、歴史学・考古学、哲学・神学、経営・マーケティング、社会学、人類学、心理学など抽象的な概念を整理・創出するための知識が要求される職業や、異文化に属する者も含めた他者の理解、説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業については、人工知能等での代替が難しい傾向にあることが、「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿」(平成 31 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会) においても指摘されている。また、国際社会においても、SDGs (Sustainable Development Goals) が掲げられ、世界的規模での社会的公正の実現や誰もが参加し活躍できる包摂的な社会づくりを目指す時代を迎えており、これらの場面においても、人文学・社会科学の学術知が高い意義を持つこととなる。

以上のような背景に加え、従前の固定観念や価値体系の見直しが加速しているポストコロナの社会秩序について考慮することも、新しい大学院教育の在り方を考えいく上では不可欠となる。とりわけ「中央」と「地方」という社会構造を前提とするパラダイムの急速な転換は、脆弱性を強調されたかった「地方」を、その地域のもつ特性を最大に發揮することによって「強靭な地方」を創生する契機となり得る。パンデミックという未曾有の危機がプッシュ要因となり、人文学・社会科学が未来社会の共創のためにその真価を發揮して地域社会の持続可能な発展といったビジョンを具体的に描くことが可能になっている。地域に貢献する人材を輩出する責務を持つ教育研究機関にとっては、未来の地域社会の共創に向けて養成する人材像を描き直す機会でもある。

こうした状況に対して、本学の人文学・社会科学系研究科が、従前の教育組織や教育方法を漫然と維持するに留まつていては、社会の急速な変化に適切に対応できる人材の育成はますます困難になる。このような研究科は、社会における魅力を喪失し、定員充足状況の向上も望み難いと思われる。

したがって、今日の社会的動向を踏まえつつ、地域及びグローバル社会の発展に寄与する人材の育成という本学の使命を継続的に果たすためには、今一度、島嶼である沖縄県唯一の国立大学に設置する大学院ならではのミッションについて再考する必要がある。

② 応答るべき社会的課題の分類

「人文学・社会科学が先導する未来社会の共創に向けて」(平成 30 年 12 月 14 日科学技術・学術審議会 学術分科会 人文学・社会科学振興の在り方に関するワーキンググ

ループ）によると、人文学・社会科学は、「意味」や「価値」の探求を大きな特徴の一つとする学問領域である。急変を繰り返す社会において、人々が従前から信じて来た価値が動搖する状況も生じていることを鑑みれば、上記の探求が重要な役割を持つことが、国内外で強調されているという。ただし、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」（平成31年1月22日中央教育審議会大学分科会）も述べているように、修士課程の主たる目的は「研究者」、「大学教員」の養成ではなく、「高度専門職業人」、「高度で知的な素養のある人材」の養成である。したがって、急変する社会を背景として人文学・社会科学系研究科の、特に修士課程の再編を行うのであれば、「意味」や「価値」の学問的探求に携わる人材の養成よりもむしろ、その知識や素養を身に付けた上で、地域が直面する社会的課題の解決に直接的に貢献する人材の養成を行わなければならぬ。

社会的課題と一口に言っても、その内容は非常に多岐にわたる。社会的課題の解決に人文学・社会科学系研究科の人材育成が寄与するためには、まずは社会的課題と一口に言われるものを分類し、ターゲットを絞る必要がある。同時に、加速度的に変化する社会にあっては、課題をあまりに限定的に定位しそぎると、その変化に対応し続けられなくなる恐れもある。したがって、各ターゲットはある程度の抽象性もまた保たなければならぬ。

これらのこと踏まえると、地域社会の自律的かつ持続的な発展に資するために解決すべき課題は、以下の5つに分類することができる。

- 1) 地域の社会的特色に鑑みた法・政治・社会・福祉等の公共システムにおける課題
- 2) 地域経済の特色を生かした産業振興のあり方に関する課題
- 3) 人間主体の表現と論理的かつ円滑なコミュニケーションの実践に関する課題
- 4) 琉球・沖縄を含む地域社会の地理、歴史、文化の継承と振興に関する課題
- 5) 地域の人々の心身の健康維持・向上に関する課題

③ それぞれの社会的課題に応答するためのプログラムの必要性

上記のような課題に対し、人文学・社会科学は従来、様々な学問分野から取り組んできた。しかし「人文学・社会科学が先導する未来社会の共創に向けて」（平成30年12月14日科学技術・学術審議会 学術分科会 人文学・社会科学振興の在り方に関するワーキンググループ）が述べているように、日本の人文学・社会科学に対しては「現代社会が対峙している社会的課題に対して十分な応答ができていない」という指摘がなされている。その理由の一つと考えられるのが、やはり上記の報告書が述べているように、「研究分野が過度に細分化している」ことである。

これらのこと踏まえると、社会的課題に十分に応答できる人材を養成するためには、既存の学問分野に沿って細分化した教育を維持するのではなく、社会に存在する課題に沿って分化した教育プログラムを新たに編成する必要がある。すなわち、上記の社会的課題の5分類に沿えば、以下の5種の教育プログラムが必要となる。

- 1) 法学系、政治学・平和学系、社会学・社会福祉学系の総合的な教育プログラム
- 2) 経済学系、経営学系、観光産業論系の総合的な教育プログラム
- 3) 言語コミュニケーション論系、超域文化表象論系、人間学系の総合的な教育プログラム
- 4) 歴史学・人類学系、琉球アジア文化論系、島嶼研究系の総合的な教育プログラム
- 5) 心理学系、臨床心理学系の教育プログラム

こうして編成される各教育プログラムは、それぞれがターゲットとする社会的課題を端的に表し、また、社会に対して広く説明可能な名称を持つ必要がある。これらのことと踏まえて各教育プログラムの名称は、以下のとおりとする。

- 1) 公共社会プログラム (Public Policies and Relations Program)
- 2) 経済経営プログラム (Economics and Management Program)
- 3) 言語表象プログラム (Language and Representation Program)
- 4) 文化・環境プログラム (Culture and Environment Program)
- 5) 臨床心理プログラム (Clinical Psychology Program)

④ 沖縄の研究科として果たすべきミッション

本学は、上述してきた一般的な社会的課題に応答すると同時に、沖縄に存在する唯一の国立大学としての特色を活かし、またそのミッションを果たさなければならない。沖縄は、琉球処分／併合、沖縄戦、米軍の占領統治及び日本復帰といった国内の社会制度の大変革に翻弄され、困難な歴史を歩む一方、海と大国に囲まれる地理的特色を、異文化の他者と積極的に交わる国際感覚へと昇華させることにより、世界に独自のネットワークを築いてきた。沖縄が地域社会として存亡の危機を乗り越えながら今日まで培ってきた知恵を、本学では Island Wisdom（島の叡智）と称しているが（※）、Island Wisdom は、与えられた不利な条件や危機・変革への対応、内部の調和、外部との関係構築のための戦術でもある。この知恵を、現代における実践的かつ普遍的な学問として体系化させた知こそが、イノベーションと新たな世界秩序を牽引する「地域力」の要素となる。

島嶼である沖縄県唯一の国立大学に設置する大学院ならではのミッションとは、この知の体系の充実と構築を目指すことであり、またこの知の体系を駆使して、持続可能な未来の地域社会の形成に貢献する人材を輩出することにある。

（※）Island Wisdom, for the world, for the future. : 琉球大学のタグライン（平成 30 年 11 月策定）。

琉球諸島において磨いた叡知を世界や未来へ展開していくという、琉球大学の目指すところを端的に表現したもの。

このようなミッションを果たすためには、③に述べた 5 つのプログラムに分かれて行う教育だけではなく、全プログラムに共通する、沖縄の研究科ならではのカリキュラムを新たに編成する必要がある。全プログラムの学生が沖縄という地での学びを活か

し、それぞれのターゲットとなる社会的課題に応答し、自律的かつ持続的な未来の地域社会の形成に貢献する人材となるために学ぶべきことは、以下の 4 要素である。

- 1) 「島嶼性」という地域特性の理解を踏まえた、地域社会の基盤強化・イノベーション・多様性・持続可能性に関する基本的な知識や考え方
- 2) 「観光・交流」によるヒト・モノ・コトの移動や相互作用に関する基本的な知識や考え方
- 3) 沖縄を実践のフィールドとした「SDGs」の基本的な知識や考え方
- 4) STEAM やデータサイエンス、研究倫理を含む「研究リテラシー」の基本的な知識や考え方

一方、自律的かつ持続的な未来の地域社会を形成するためには、異分野間で協働する能力も不可欠である。また、「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿」(平成 31 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会) によれば、「他者との協調や、異文化に属する者も含めた他者の理解、説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業は、人工知能等での代替が難しい傾向がある」。すなわち、社会の AI 化を見据えても、異分野間で協働する能力は重要である。

これらのことと踏まえると、上述の 4 要素は、各プログラムに分かれて教授するのではなく、全プログラムの学生が共に学ぶ必修カリキュラムとして編成するべきである。そうすることで、これら 4 要素の教育は、沖縄の研究科としての特色をなすと同時に、他の社会的課題への応答を志向する学生との相互理解や協働を促す仕掛けとしても機能する。

⑤ 地域共創研究科の設置

1) 新たな研究科の設置の必要性

本学の人文学・社会科学系研究科は、次のことを達成するために再編する必要がある。まず、急変を繰り返す世界の中にあって、社会的課題に十分に応答するために、既存の学問分野に沿って細分化した教育ではなく、課題の 5 分類に沿って分化した学際的教育プログラムを新たに編成することである。次に、沖縄に存する唯一の国立大学としての特色を活かし、またそのミッションを果たすために、全学生必修のカリキュラムとして、沖縄の研究科ならではの 4 要素の教育を新たに編成することである。そして、全学生の共学を促進し、他の社会的課題への応答を志向する学生との相互理解や協働を促す仕掛けを新たに作ることである。

これらに対応するため、人文社会科学研究科及び観光科学研究科を再編し、新たに「地域共創研究科」を設置する。

2) 一研究科一専攻とする必要性

地域共創研究科は、③で述べた 5 つの教育プログラムを学位プログラムとして内包する。5 つの学位プログラムは「地域共創専攻」として束ねられる。すなわち地域共創研究科は、一研究科一専攻として編成する。その理由は以下の 3 点である。

まず、5つの学位プログラムは②で述べたように、既存の学問分類に即したものではなく、地域社会の自律的かつ持続的な発展に資するために解決するべき課題の分類に即して設置するものである。社会的課題の解決に貢献する高度専門職業人を養成するためには、ターゲットを絞った専門的教育が必要となるため、最低限この5分割が必要となる。その一方で、現実に存在する社会的課題は、常にこのように明確に区分されるものではない。むしろ複数の領域にまたがって存在する課題の方が多く、そのような単純化できない複雑な課題こそ、高度専門職業人が取り組まなければならないものである。すなわち、社会的課題の解決に真に貢献する高度専門職業人は、自身の専門や得意分野によるアプローチだけでなく、他のアプローチについても理解を深め、後者を専門・得意分野とする人々とも協働する能力を持たなければならぬ。したがって、そのような高度専門職業人の養成を目指す地域共創研究科も、プログラムごとに独立した編成とするのではなく、プログラム分類はあくまで便宜上のものであって、本来そこに垣根はないということを示す編成とした上で、プログラムに依らず全学生が共学する仕組みを内包する必要がある。そのために、地域共創研究科は、一専攻とする。換言すれば、「地域共創専攻」が現実の複雑な社会的課題そのものを表象し、そのもとに便宜的に分化させた5つの課題が存在するという構図である。

次に、自律的で持続的な未来の地域社会の共創に貢献する人材を育成するためには、学外の多様な組織・団体等や、学内の諸機構の協力も積極的に得ながら教育を施す必要がある。しかし、従来の研究科では、具体的な学外主体との連携のノウハウもまた、学問分野ごとに細分化されていた。これに対して新研究科は、一専攻となることで、そのノウハウを広く共有して学生に提供することが可能となる。また、学外主体にとっても、窓口が一本化することによって、より連携を結びやすくなるものと期待できる。

最後に、地域共創研究科の基礎となる学部である人文社会学部と国際地域創造学部は、平成30年度の改組により設置した。これら2学部と修士課程との連続性を考慮した大学院教育も、一専攻であればスムーズに行うことができる。

以上の理由から、地域共創研究科は、一研究科一専攻として編成する。

(3) 地域共創研究科のニーズと定員数

地域共創研究科は、中央教育審議会及び科学技術・学術審議会の報告書、本学の基本理念、現行の研究科の課題等を踏まえたうえで、社会的に必要性の認められる研究科として構想している。これと併行して、独自のニーズ調査も行った。

① 沖縄県内企業・団体のニーズと対応

令和2年末に、沖縄県内の7つの企業・団体を対象とし、人文学・社会科学系研究科（修士課程）修了者に期待することについて、ヒアリングを実施した。その中で、次のような意見や要望があった。

○金融系企業

- ・沖縄を『言葉と数字で』説明できることを期待する。
- ・「沖縄の現状」や県外の顧客への対応上で活用できる「沖縄の歴史や文化」に関する

講義も有益である。

○サービス系企業

- ・福祉、観光、歴史文化、離島振興、都市計画等については、より詳細な政策論的な事項に関する知見を有することが望まれる。

○運輸系企業

- ・大学院卒は自分で学ぶ方法を理解している点は強みである。

以上のように、県内企業・団体は、その業種に特化した高度な技能・知識というより、むしろ幅広い教養とリテラシーあるいはコンピテンシーについて、人文学・社会科学系研究科修了生に期待している。社会的課題に即した 5 つの学際的プログラムを有し、かつ一専攻として（データサイエンスなどの研究リテラシーを含む。）共学を促進する地域共創研究科は、このニーズに応えられるものとなると考えられる。

また、リカレント教育に対するニーズについても各企業の意向を確認したところ、既にリカレント教育の一環として大学院教育を活用した経験のある企業のみでなく、グループ本社のプログラムを活用している企業からも、大学院における長期的な学び直しによるスキルアップのニーズを有するとの回答が得られた。

なお、地域共創研究科は、社会人として就労しながら各自のペースで長期的に学べる「長期履修制度」を用意する。また、リカレント教育としては、島嶼地域を含む沖縄県内自治体の行政職員のスキルアップの必要性もニーズとして確認している。これについては「地域公共政策士」の資格を取得できる仕組みを用意する。

② 在学生の地域共創研究科に対するニーズ

地域共創研究科への学生ニーズを把握するため、令和 3 年 1 月 29 日（金）から 2 月 12 日（金）の期間に、基礎となる学部である人文社会学部及び国際地域創造学部（4 年次のみ改組前の法文学部及び観光産業科学部）の学生を対象として、地域共創研究科の概要を示したうえでアンケートを実施した。

（i）回答数、回答率及び回答者の属性

回答数は 182 名、回答率は 7.28% である。母数には休学者等も含んでいるとはいえ、低い回答率となった。回答者の内訳は、1 年次 59 名、2 年次 40 名、3 年次 45 名、4 年次 38 名である。

（ii）大学院についての認識

「学部卒業後に進学できる『大学院』という高等教育機関について、どの程度知っていますか」という問い合わせに対し、「よく知っている」と回答した学生が 32 名（17.5%）、「聞いたことはあるが、どういうものか詳しくは知らない」が 146 名（80.2%）、「聞いたことがない」が 4 名（2%）であった。

大多数の学生が大学院の存在は認識しているものの、教育課程の内容までは把握していないことから、学生への周知が十分に行われていないといえる。

(iii) 予定進路

学部卒業後の進路について、「就職したい」又は「就職がすでに決まっている」と回答した学生が計 122 名 (67.0%)、「大学院に進学したい」又は「大学院進学がすでに決まっている」が計 20 名 (11.0%)、「まだわからない、決まっていない」が 37 名 (20.3%) であった。

(ii)において「よく知っている」と回答した学生が 32 名であったのに対し、進学希望・決定した学生は 20 名であったことから、大学院で行っている教育の実態を周知したとしても、今のままでは進学希望者の増加に直結はしないと考えられる。

(iv) 新旧研究科の比較

地域共創研究科と現行の 2 研究科を比較した場合、どちらに魅力を感じるかという問い合わせに対して、「地域共創研究科に大いに魅力を感じる」と回答した学生が 44 名 (24.2%)、「どちらかと言うと地域共創研究科に魅力を感じる」が 112 名 (61.5%)、「どちらかと言うと旧来の研究科に魅力を感じる」が 20 名 (11.0%)、「旧来の研究科に大いに魅力を感じる」が 6 名 (3.3%) であった。

すなわち、156 名 (85.7%) が、地域共創研究科を選好しており、この圧倒的な差は、回答率が低いとはいえ、重視するに値する。

(v) 成果物の選好

地域共創研究科では、修了要件となる成果物として、特定課題に関するリサーチペーパーをもって修士論文に代替することも可能とする。修士論文又はリサーチペーパーのいずれを成果物とするかは入学試験の段階で選択するものであり、便宜上、「修士論文コース」及び「特定課題コース」としている。この 2 つのコースについて、(iv) で地域共創研究科を選好した学生 156 名に、どちらに魅力を感じるかを問うたところ、「修士論文コースに大いに魅力を感じる」が 9 名 (5.8%)、「どちらかというと修士論文コースに魅力を感じる」が 20 名 (12.8%)、「どちらかというと特定課題コースに魅力を感じる」が 95 名 (60.9%)、「特定課題コースに大いに魅力を感じる」が 32 名 (20.5%) であった。

すなわち、有効回答のうち 81.4% が、修士論文コースより特定課題コースを選好している。このことは、学術研究よりも課題解決が選好されていることを示していると考えられ、(iv) のように地域共創研究科が選好される大きな理由も、社会的課題への応答を全面に反映した改組であるためと考えられる。

(vi) 地域共創研究科への進学意志

(i) から (v) を踏まえて、地域共創研究科に進学したいと思うかを問うたところ、「ぜひ進学したい」が 11 名 (6.0%)、「進学を選択肢の 1 つとして検討したい」が 111 名 (61.0%)、「あまり進学したいと思わない(又はできないと思う)」が 53 名 (29.1%)、

「絶対に進学したくない（又は絶対にできない）」が 7 名（38.5%）であった。

すなわち、122 名（67.0%）が進学を希望もしくは検討したいと回答しており、地域共創研究科へのニーズは控えめに言っても低くないと考えられる。

ただし、上記の質問は「生計や家庭状況等の事情を踏まえない場合」という条件を付したものであるため、同じ質問を「生計や家庭状況等の事情を踏まえた場合」について聞いたところ、「ぜひ進学したい」が 6 名（3.3%）、「進学を選択肢の 1 つとして検討したい」が 63 名（34.6%）、「あまり進学したいと思わない（又はできないと思う）」が 96 名（52.7%）、「絶対に進学したくない（又は絶対にできない）」が 17 名（9.3%）であった。

すなわち、生計や家庭状況等を踏まえた場合には、進学希望・検討は 69 名（37.9%）にまで落ち込んだ。その背景には、大学院終了後のキャリアパスについての不安という一般的な課題と同時に、沖縄県ならではの社会状況もある。これについては、学生の状況等に応じた適切なアドバイスを学部学生の段階から行うことで、大学院進学を支える。それと同時に、この 69 名という数値だけでも、すでに現行の研究科への進学希望・決定済の 20 名（(iii) に記載）と比して約 3.5 倍となることに注目すると、上記の実状を踏まえてもなお、在学生における地域共創研究科への進学ニーズは現行の研究科よりも十分に高いものと考えられる。

③ 地域共創研究科の定員数

現行の 2 研究科の入学定員は、合計 51 名（人文社会科学研究科 45 名、観光科学研究科 6 名）である。しかし、過去 6 年間の入学者数の合計は、最も多い平成 29 年度でも 40 名となっており、5 年間の平均は 26.3 名、中央値は 22.5 名である。このことから、少なくとも現行の 2 研究科 51 名の入学定員については、適正な人数に見直す必要がある。一方で、学生アンケートの結果は、地域共創研究科への進学ニーズが現行の研究科よりも十分に高いことを示している。したがって、過去 6 年間の平均値・中央値よりも入学定員数を多く設定することに無理はないと考えられる。

そこで、地域共創研究科の入学定員は、35 名とする。

また、現行の入学定員が合計 51 名であることからすると、16 名減である 35 名という設定はやや少なめであるともいえる。しかし、地域共創研究科では、共学促進のための仕掛けとして、全大学院生の必修の科目にディスカッションやグループワークを織り込み、合同発表会を開催すること等を計画しており、これらにおいて、全ての大学院生に能動的に参加する機会を十分に与えるためには、ある程度まで学生数を抑えた方が効果的である。この観点も踏まえて、入学定員を 35 名に設定しているが、この定員については、充足する見込みである。

なお、過去 6 年間の 2 研究科を合わせた志願者数は、平均 52.2 名、中央値 45.5 名であり、最低値でも 34 名である。さらに② (vi) で述べたように、在学生アンケート結果は地域共創研究科への進学ニーズは現行の研究科より十分に高いと考えられる。

以上のことから、35 名という定員枠に対して、入学試験は十分に選抜機能を果たし得ると考えられる。

④ 地域共創研究科における観光関連教育の承継

本学が立地する沖縄県は、観光立県を標榜しており、高度な観光関連教育への社会的ニーズが存在する。これに応えるため、本学は平成21年度に大学院観光科学研究科を設置した。しかしながら、近年は、定員充足率が大きく減少していることから、既往の学位プログラムがこの社会的ニーズにマッチしているとは言い難い。そこで、本研究科では、よりきめ細やかにニーズに対応するため、以下の3つのカリキュラムによる観光関連教育を行う。

まず、観光産業の高度専門職業人を目指す学生に対しては、地域経済経営の課題解決を志す他の学生らとともに、経済科目群・経営科目群・観光産業科目群から成る学位プログラムである経済経営プログラムを提供する。すなわち、観光産業に特化した科目群を含めつつもより広く経済・経営に関する専門性を修得できるものとして、このニーズに応える。次に、観光産業に関する知識・技能の習得を志す社会人で、2年間の学位プログラムへの就学には困難のある者を想定して、観光関連の履修証明プログラムを設ける。これによつて社会人やその雇用主である企業・団体等のニーズに応えるとともに、プログラムを修了した者が進学した場合には、既得単位とみなす制度を設けることにより、社会人の大学院進学への関心も高め、リカレント教育の需要を喚起する。さらに、本学の位置する沖縄県では、観光産業のみならず幅広い職業分野において、観光の基礎を理解したうえで地域振興への貢献を企画・立案し課題解決ができる人材が求められている。この社会的ニーズに応えるために、本研究科共通の必修科目群の中に、観光に特化した科目を設ける。これは、沖縄県に立地して地域貢献人材の養成を使命とする本研究科の特色をなすものともなる。

(4) 教育研究上の目的

地域共創研究科は、現代の地域社会及びグローバル社会の直面する多様な課題を俯瞰的に理解し、地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、それぞれが立脚する専門的見地から究明し、その解決に向けて主体的に思考し行動できる実践力と高い研究倫理観を有する高度専門職業人を養成することを目的とする。

(5) 養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー (資料1)

① 地域共創研究科

(i) 地域共創研究科の養成する人材像

地域共創研究科は、他地域にはない沖縄の地域としての特性を、「実践的かつ普遍的な知」を学術的に深化させる教育の資源として活用しつつ、自律的かつ持続的な未来の地域社会の共創に資するために解決すべき課題に即した教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する多様な課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、それぞれが立脚する専

門的見地から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人

- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

(ii) 地域共創研究科のディプロマ・ポリシー

地域共創研究科は、養成する人材像に示す教育目標に沿って学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、以下に該当する学生に対して「修士」の学位を授与する。

- 1) 自律的かつ持続的な未来の地域社会の共創に向けて、自身が取り組むべき社会的課題を見定めることができ、その取り組みに必要な専門的知識と技能を有して、論理的に現状を分析することができる能力
- 2) 上記の知識・技能に基づいて、社会的課題の解決を構想し実践する能力
- 3) 地域における多様なステークホルダーと協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、自律的かつ持続的な未来の地域社会の共創に携わることのできる能力

(iii) 地域共創研究科のカリキュラム・ポリシー

地域共創研究科は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下のようにカリキュラムを編成・実施する。

本研究科の教育目的を達成するために開設する科目は、体系的に「専攻共通科目」と「プログラム別専門科目」に区分して編成する。

専攻共通科目のうち授業科目は、沖縄の大学院としての特色を活かしつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を教授するものであり、さらにアクティブ・ラーニングを適切に織り込んで他プログラムの学生との共学を促し、多様な人々と協働する能力も涵養するものである。一方で、特別演習では、学生の成果物作成に向けて主指導教員による丁寧な研究指導を行うと同時に、他プログラム生との成果報告・交流も行う。

プログラム別専門科目は、当該プログラムがターゲットとする社会的課題に取り組むために必要な専門的知識や技能を教授するものである。学生は、主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

なお、本学では、学士課程教育の質の保証を目的とした「琉大グローバルシティズン・カリキュラム（URGCC）」による学部教育をさらに発展させた「琉大グローバルシティズン・カリキュラム・アドバンスト（URGCC-Advanced）」を、大学院教育全体の学習教育目標として掲げている。URGCC-Advanced では、「専門性」、「創造性」、「倫理性」の修得水準を満たす研究能力と高度な専門性を、それぞれが専門とする大学院教育課程において身に付けることとしている。地域共創研究科の教育課程も、体系的な履修を通してこの全学的な目標を達成する。

②公共社会プログラム

(i)公共社会プログラムの養成する人材像

本プログラムは、「地域の社会的特色に鑑みた法・政治・社会・福祉等の公共システムにおける課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する社会・制度に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、公共的かつ平和的な秩序の維持と健全で福祉に満ちた親密圏の維持の観点から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

(ii)公共社会プログラムのディプロマ・ポリシー

本プログラムは、養成する人材像に示す教育目標に沿って学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、以下に該当する学生に対して「修士（公共社会）」の学位を授与する。

- 1) 地域社会の持続可能性に向けて、公共的かつ平和的な秩序の維持と、健全で福祉に満ちた親密圏の維持という観点から、論理的に現状の課題を見つけ出す能力
- 2) 上記の観点から見出される課題に対し、その解決に結び付く社会・制度のデザイン（あり方）を論理的に構想し実践する能力
- 3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、公共的かつ平和的な秩序と、健全で福祉に満ちた親密圏の共創に携わることのできる能力

(iii)公共社会プログラムのカリキュラム・ポリシー

本プログラムは、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下のようにカリキュラムを編成・実施する。

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGs と地域共創」、専攻基礎科目のうち「公共社会基礎」及び他 3 科目のうち 1 科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、公共社会の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、公共社会の課題についての専門的知識や技能を体系的に学ぶために、「法科目群」、「政治・平和科目群」、「社会・社会福祉科目群」に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

③経済経営プログラム

(i)経済経営プログラムの養成する人材像

本プログラムは、「地域経済の特色を生かした産業振興のあり方に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する経済経営に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、現在に至るまでの地域経済社会の変遷と国内外の経済社会の情勢から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

(ii)経済経営プログラムのディプロマ・ポリシー

本プログラムは、養成する人材像に示す教育目標に沿って学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、以下に該当する学生に対して「修士（経済経営）」の学位を授与する。

- 1) 現在に至るまでの地域経済社会の変遷と国内外の経済社会の情勢を理解するとともに、地域経済社会を探究するための経済・経営・観光産業に関する広範な知識と高度なデータ分析の能力
- 2) 上記の知識・技能に基づいて、地域の経済経営に関わる課題を正確に捉えて解決策を示し実践する能力
- 3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、自立的で創造力を有する地域経済社会の共創に携わることのできる能力

(iii)経済経営プログラムのカリキュラム・ポリシー

本プログラムは、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下のようにカリキュラムを編成・実施する。

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGs と地域共創」、専攻基礎科目のうち「経済経営基礎」及び他 3 科目のうち 1 科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、経済経営の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、経済経営の課題についての専門的知識や技能を体系的に学ぶために、「経済科目群」、「経営科目群」、「観光産業科目群」に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

④言語表象プログラム

(i) 言語表象プログラムの養成する人材像

本プログラムは、「人間主体の表現と論理的かつ円滑なコミュニケーションの実践に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する言語・思想・文化に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、人間存在に備わる普遍性の理解と高度な言語運用能力に裏打ちされたコミュニケーションに関する学識から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

(ii) 言語表象プログラムのディプロマ・ポリシー

本プログラムは、養成する人材像に示す教育目標に沿って学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、以下に該当する学生に対して「修士（言語表象）」の学位を授与する。

- 1) 人間の言語・思想・文化およびその表象を通して人間存在に備わる普遍性を理解し、深い人間理解と高度な言語運用能力に裏打ちされたコミュニケーションの知識・技能
- 2) 上記の知識・技能に基づいて、地域社会とグローバル社会を結ぶ言語・思想・文化的コミュニケーションを構想し実践する能力
- 3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、地域社会およびグローバル社会における新たな文化や価値の共創に携わることのできる能力

(iii) 言語表象プログラムのカリキュラム・ポリシー

本プログラムは、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下のようにカリキュラムを編成・実施する。

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGs と地域共創」、専攻基礎科目のうち「言語表象基礎」及び他 3 科目のうち 1 科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、言語表象の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、言語表象の課題についての専門的知識や技能を体系的に学ぶために、「人間学科目群」、「超域文化表象科目群」、「言語コミュニケーション科

目群」に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主旨指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

⑤文化・環境プログラム

(i)文化・環境プログラムの養成する人材像

本プログラムは、「琉球・沖縄を含む地域社会の地理、歴史、文化の継承と振興に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する自然・文化・社会の相互関係に関する課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、自然・文化・社会の健全な相互関係に関する高度な学識から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

(ii)文化・環境プログラムのディプロマ・ポリシー

本プログラムは、養成する人材像に示す教育目標に沿って学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、以下に該当する学生に対して「修士（文化・環境）」の学位を授与する。

- 1) 文化や環境に関する高度な専門的知識を有し、自然・文化・社会の複合体として地域を捉える総合力と論理的情報分析力
- 2) 上記の知識・技能に基づいて、自然・文化・社会の健全な相互関係の観点から、地域社会の持続的発展を構想し実践する能力
- 3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、自然・文化・社会の持続可能な相互関係の共創に携わることのできる能力

(iii)文化・環境プログラムのカリキュラム・ポリシー

本プログラムは、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下のようにカリキュラムを編成・実施する。

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGs と地域共創」、専攻基礎科目のうち「文化・環境基礎」及び他 3 科目のうち 1 科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、文化・環境の課題を対象とする研究を、主旨指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、文化・環境の課題についての専門的知識や技能を体

系統的に学ぶために、「歴史・人類科目群」、「琉球アジア文化科目群」、「島嶼研究科目群」に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

⑥臨床心理プログラム

(i)臨床心理プログラムの養成する人材像

本プログラムは、「地域の人々の心身の健康維持・向上に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する心身の諸問題に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、心の健康の観点から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

(ii)臨床心理プログラムのディプロマ・ポリシー

本プログラムは、養成する人材像に示す教育目標に沿って学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、以下に該当する学生に対して「修士（臨床心理）」の学位を授与する。

- 1) 臨床心理学および心理学の高度かつ広範な知識を有し、心身の諸問題について、普遍性の高い問題と沖縄独自の問題という、両視点から理解する能力
- 2) 上記の能力に基づいて、地域社会において生じている心の健康の諸問題を論理的に分析し、高い倫理観をもって臨床実践に活かすことのできる能力
- 3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、心の健康を保持増進できる地域社会の共創に携わることのできる能力

(iii)臨床心理プログラムのカリキュラム・ポリシー

本プログラムは、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下のようにカリキュラムを編成・実施する。

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、臨床心理の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、臨床心理の課題についての専門的知識や技能を体系的に学ぶために必要な科目を開設し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業展開を行う。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本設置計画は、修士課程までの構想である。本学は、人文社会科学研究科博士後期課程（平成 18 年設置）を有するが、地域共創研究科はこれとは別の研究科として設置する計画であり、また、地域共創研究科独自の博士後期課程設置を目指す予定はない。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

（1）研究科及び専攻の名称

① 研究科の名称：地域共創研究科（英語名：Graduate School of Community Engagement and Development）

「科学技術・学術審議会学術分科会 人文学・社会科学振興の在り方に関するワーキンググループ」から出された『人文学・社会科学が先導する未来社会の共創に向けて（審議のまとめ）』（平成 30 年 12 月 14 日）は、次のように述べている。

「私たちが生きているこの現代は、科学技術の発展やグローバル化によってこれまで前提となっていた諸条件が流動化し、人々が共有する価値・文化・社会が大きな変化を遂げる転換期にある。このような時代においてこそ（…）人文学・社会科学が、諸価値が形成される現場である現代の現実社会の動態をこれまで以上に見据え、**未来社会の共創**のためにその真価をより一層主体的に發揮していくことが切に待望されている」。

本研究科は、先述のように、学術知と実践力を駆使して持続可能な地域・国際社会の共創に貢献する人材を求めるという地域社会の要請に応えるべく設置するものである。それと同時に、「未来社会の共創」への役割を人文学・社会科学が果たすことに対する、上記のような要請にも応えるものもある。これらの観点から、本研究科は、その名称を「地域共創研究科」とする。

なお、英語名称について、「地域」に当たる部分を Region ではなく Community としている。これは、例えば Global community や Cyber community などという言葉があるように、今日において Community という語は空間的制約を必ずしも前提とせずに「人々が共有する価値・文化・社会」を指すものであり、Region よりもむしろ広範な関係性を表象し得ると考えたからである。また、「共創」に当たる部分は Engagement and Development としている。共創は Co-creation と訳すこともあるが、これは和製英語的な語である。これに対して Community engagement は、「地域の課題に従事し、解決の方法を探る。また課題解決のためのネットワークを構築する」といった意味を持

つ総合的な表現として広く用いられている用語である。このような Community engagement を通して地域・国際社会の発展を志す研究科（またそのような人材を養成する研究科）という意味で、Community engagement and development という英語でもって「地域共創」を表している。

②専攻の名称：地域共創専攻（英語名：Division of Community Engagement and Development）

本研究科は、一研究科一専攻であるため、専攻名称は研究科名称と同一のものとする。英語名称も同様である。

③プログラムの名称及び理由

【公共社会プログラム】（英語名称：Public Policies and Relations Program）

本プログラムは、「地域の社会的特色に鑑みた法・政治・社会・福祉等の公共システムにおける課題」に対応するために、現代の地域社会及びグローバル社会の直面する社会・制度に関わる課題を俯瞰的に理解し、地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、公共的かつ平和的な秩序の維持と健全で福祉に満ちた親密圏の維持の観点から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する人材を養成することを目的としている。このような人材養成の目的を踏まえ、プログラム名を「公共社会プログラム」とする。

【経済経営プログラム】（英語名称：Economics and Management Program）

本プログラムは、「地域経済の特色を生かした産業振興のあり方に関する課題」に対応するために、現代の地域社会及びグローバル社会の直面する経済経営に関わる課題を俯瞰的に理解し、地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、現在に至るまでの地域経済社会の変遷と国内外の経済社会の情勢から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する人材を養成することを目的としている。このような人材養成の目的を踏まえ、プログラム名を「経済経営プログラム」とする。

【言語表象プログラム】（英語名称：Language and Representation Program）

本プログラムは、「人間主体の表現と論理的かつ円滑なコミュニケーションの実践に関する課題」に対応するために、現代の地域社会及びグローバル社会の直面する言語・思想・文化に関わる課題を俯瞰的に理解し、地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、人間存在に備わる普遍性の理解と高度な言語運用能力に裏打ちされたコミュニケーションに関する学識から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する人材を養成することを目的としている。このような人材養成の目的を踏まえ、プログラム名を「言語表象プログラム」とする。

【文化・環境プログラム】（英語名称：Culture and Environment Program）

本プログラムは、「琉球・沖縄を含む地域社会の地理、歴史、文化の継承と振興に関する課題」に対応するために、現代の地域社会及びグローバル社会の直面する自然・文化・社会の相互関係に関わる課題を俯瞰的に理解し、地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、自然・文化・社会の健全な相互関係に関する高度な学識から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する人材を養成することを目的としている。このような人材養成の目的を踏まえ、プログラム名を「文化・環境プログラム」とする。

【臨床心理プログラム】(英語名称: Clinical Psychology Program)

本プログラムは、「地域の人々の心身の健康維持・向上に関する課題」に対応するために、現代の地域社会及びグローバル社会の直面する心身の諸問題に関わる課題を俯瞰的に理解し、地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、心の健康の観点から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する人材を養成することを目的としている。このような人材養成の目的を踏まえ、プログラム名を「臨床心理プログラム」とする。

(2)学位の名称と学位の分野

5つのプログラムが授与する学位の名称は、全て各プログラムの養成する人材像を直接的に表すものとして統一する。先述のように、各プログラムの養成する人材像は各プログラムの名称で表しているため、各学位名称は各プログラム名称と同一のものとする。また、それぞれの英語名称についてもプログラムのそれらと同一のものとする。

プログラム名	学位名称／英語表記	学位の分野
公共社会プログラム	修士（公共社会） Master of Public Policies and Relations	法学関係、社会学・社会福祉学関係
経済経営プログラム	修士（経済経営） Master of Economics and Management	経済学関係
言語表象プログラム	修士（言語表象） Master of Language and Representation	文学関係
文化・環境プログラム	修士（文化・環境） Master of Culture and Environment	文学関係、経済学関係
臨床心理プログラム	修士（臨床心理） Master of Clinical Psychology	文学関係

これは、各プログラムの修了生が地域共創においてどのような専門性を有するのかを社会並びに潜在的受験生にとって分かりやすくする、換言すれば、学位名称が社会で通用しやすくなることを志向するものである。同時に、旧来の一般的な学位名称とは異なる名称とすることで、本研究科の特色を強調するものもある。

(3) プログラム及び学位の決定

入学志願者は、出願時に入学を希望するプログラムと取得を希望する学位を申告する。すなわち、当該学生の所属プログラムと取得できる学位は、入学時に決定される。

なお、本研究科の学生は、修士課程の成果物として修士論文もしくはリサーチペーパーを提出する。リサーチペーパーとは、所属するプログラムの専門分野に準じた特定課題を分析し、実践的な提案や解決策等を示すことで社会に貢献する研究成果報告書であり、修士論文と同等の審査を行う。修士論文とリサーチペーパーのいずれを成果物とするかについても、出願時に申告する。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 科目区分の設定とその特色

① 必修科目

学生は、入学時から各プログラムに所属するが、その所属プログラムの専門科目による専門的な学びを、「Island Wisdom」という知の体系の究明を通して得られた学術知と「地域」に立脚した実践力を駆使し、持続可能な地域・国際社会の共創に貢献する人材を求める地域社会の要請に応えるという本研究科の設置趣旨のもとで理解させるために、専攻の全学生が共学する専攻共通科目を設ける。

専攻共通科目は、「学際融合基礎科目」(必修)、「専攻基礎科目」(選択必修^(※))、「特別演習」(必修)、「共通選択科目」(選択)から構成される。このうち、「学際融合基礎科目」では、研究倫理やデータサイエンス基礎など、今日において大学院修了者が社会から求められる基本的な学識・良識を涵養すると同時に、本研究科並びに沖縄県の特徴である島嶼性や観光現象、さらにSDGsに関する幅広い知識を学ばせる。また、「専攻基礎科目」としては、各プログラム(臨床心理を除く)の基礎科目を設置する。学生は、自身の所属するプログラムの基礎科目を必修としつつ、同時に他のプログラムの基礎科目も1科目以上履修する^(※)。また、修士論文もしくは特定課題に取り組むための「特別演習」を提供する。この演習では主指導教員による研究指導を行うとともに、専攻内の全学生による「研究課題発表会」及び「中間発表会」も行う。

(※) 臨床心理プログラムにおいては選択科目として扱う。

以上のように、全学生必修科目として、沖縄県の特色と社会ニーズを織り込んだ科目を整備していること、また、それらを他プログラムの学生と共学する機会として整備していることが、本研究科の教育課程の1つの大きな特色をなす。

② 選択科目

本研究科の教育課程における選択科目は、各プログラムの「専門科目」及び専攻共通科目の「共通選択科目」から構成される。

まず、各プログラムの「専門科目」について、本研究科の5つのプログラムは、「1.

設置の趣旨及び必要性」で述べたように、地域社会の自律的かつ持続的な発展に資するために解決すべき 5 つの課題一すなわち、「地域の社会的特色に鑑みた法・政治・社会・福祉等の公共システムにおける課題」、「地域経済の特色を生かした産業振興のあり方に関する課題」、「人間主体の表現と論理的かつ円滑なコミュニケーションの実践に関する課題」、「琉球・沖縄を含む地域社会の地理、歴史、文化の継承と振興に関する課題」、「地域の人々の心身の健康維持・向上に関する課題」にそれぞれ対応するために、学問分野横断的に整備したものである。各プログラムの学生が、これらの課題に対応するディプロマ・ポリシーに沿った能力を身に付けられるように、各プログラム（臨床心理を除く。）は、それぞれ「専門科目」を 3 つの科目群に区分している。各プログラム内の全科目群から必要単位を修めることにより、各課題に対応する学問分野横断的な学びを体系的に実現するためである。

加えて、学生は、他プログラムの「専門科目」を含む専攻内の全科目の中から自由に選択した科目を必要数履修する。これは、学生が自らのキャリアパスを考える上で必要とみなす学びを自主的に組むことができる余地を与えるためのものである。ただし、その履修に当たっては、指導教員の指導を仰ぐこととする。

この自由に選択できる科目の 1 つとして、「共通選択科目」を設置する。この科目は、専攻共通科目の 1 つとして整備するものである。これは、学外の各種企業・団体等における事業や活動への継続的参画を単位として認めるものであり、本研究科の設置趣旨に沿った地域共創の実践力涵養を促すものである。

以上のように、既往の学問分野に準拠した科目編成ではなく、地域社会の自律的かつ持続的な発展に資るために解決すべき課題に準拠したプログラムの「専門科目」を学問分野横断的に編成しており、それと同時に、各プログラム専門科目を 3 つの科目群に分け、横断的な学びを体系的に編成していることが、本研究科の教育課程の 1 つの大きな特色をなす。

（2）各科目群の説明

【公共社会プログラム】

公共社会プログラムの専門科目は、「地域の社会的特色に鑑みた法・政治・福祉等の公共システムにおける課題」に関する専門知識・技能を教授するものとして編成しており、全科目を「法科目群」、「政治・平和科目群」、「社会・社会福祉科目群」の 3 つに区分している。「法科目群」では、公共システムを成り立たしめる法制度の専門的知識を涵養する。「政治・平和科目群」では、沖縄の特殊状況・課題を踏まえて公共システムを分析・考察する政治学・平和学的思考の専門性を高める。「社会・社会福祉科目群」では、公共システムと親密圏（家族・友人知人・地域コミュニティ・社会的ネットワーク等）との相互関係や、社会福祉のあり方を分析・考察する専門性を高める。学生は、これらの科目群からの体系的な履修によって、ディプロマ・ポリシーに示した「地域社会の持続可能性に向けて、公共的かつ平和的な秩序の維持と、健全で福祉に満ちた親密圏の維持という観点から、論理的に現状の課題を見つけ出す能力」と、その観点から見出される「課題に対し、その解決に結び付く社会・制度のデザイン（あり方）を論理的

に構想し実践する能力」を修得する。

【経済経営プログラム】

経済経営プログラムの専門科目は、「地域経済の特色を生かした産業振興のあり方に関する課題」に関する専門知識・技能を教授するものとして編成しており、全科目を「経済科目群」、「経営科目群」、「観光産業科目群」の3つに区分している。「経済科目群」では、マクロもしくはミクロの面から地域経済社会を数量的に分析する専門性を高める。「経営科目群」では、地域内企業の経営分析や地域産業の組織分析など、産業振興の経営的側面に関する専門性を高める。「観光産業科目群」では、沖縄県のリーディング産業と呼ばれる観光産業の振興のあり方を理解する専門性を高める。学生は、これらの科目群からの体系的な履修によって、ディプロマ・ポリシーに示した「現在に至るまでの地域経済社会の変遷と国内外の経済社会の情勢を理解するとともに、地域経済社会を探究するための経済・経営・観光産業に関する広範な知識と高度なデータ分析の能力」と、その知識・技能に基づいて「地域の経済経営に関わる課題を正確に捉えて解決策を示し実践する能力」を修得する。

【言語表象プログラム】

言語表象プログラムの専門科目は、「人間主体の表現と論理的かつ円滑なコミュニケーションの実践に関する課題」に関する専門知識・技能を教授するものとして編成しており、全科目を「人間学科目群」、「超域文化表象科目群」、「言語コミュニケーション科目群」の3つに区分している。「人間学科目群」では、人間の思想やその言語表象に関する哲学的・論理的思考に関する専門性を高める。「超域文化表象科目群」では、欧米の文学や文化をはじめ、様々なジャンルにおける人間の芸術表象や他者理解に関する専門知識や技術を身に付ける。「言語コミュニケーション科目群」では、人間の言語や談話の調査やそのメカニズムの解析、また異文化コミュニケーションに関する専門知識や技術を学ぶ。学生は、これらの科目群からの体系的な履修によって、ディプロマ・ポリシーに示した「人間の言語・思想・文化およびその表象を通して人間存在に備わる普遍性を理解し、深い人間理解と高度な言語運用能力に裏打ちされたコミュニケーションの知識・技能」と、これに基づいて「地域社会とグローバル社会を結ぶ言語・思想・文化的コミュニケーションを構想し実践する能力」を修得する。

【文化・環境プログラム】

文化・環境プログラムの専門科目は、「琉球・沖縄を含む地域社会の地理、歴史、文化の継承と振興に関する課題」に関する専門知識・技能を教授するものとして編成しており、全科目を「歴史・人類科目群」、「琉球アジア文化科目群」、「島嶼研究科目群」の3つに区分している。「歴史・人類科目群」では、歴史学や考古学、社会人類学、民俗学など普遍的で系統的な学問領域によって文化理解の専門性を高める。「琉球アジア文化科目群」では、研究対象地域を限定して歴史、民俗、言語、文学などを横断的に俯瞰する文化理解の専門性を高める。「島嶼研究科目群」では、島嶼を題材とした地理学、

経済学、歴史学、文学、社会学などの学際的な学びを通じ、自然環境ならびに人文・社会環境を総合的に理解する専門性を高める。学生は、これらの科目群からの体系的な履修によって、ディプロマ・ポリシーに示した「地域の歴史・文化・自然環境・社会に関する高度な専門的知識を有し、自然・文化・社会の複合体として地域を捉える総合力と論理的情報分析力」と、その知識・技能に基づいて「自然・文化・社会の健全な相互関係の観点から、地域社会の持続的発展を構想し実践する能力」を修得する。

【臨床心理プログラム】

臨床心理プログラムの専門科目は、「地域の人々の心身の健康維持・向上に関する課題」に関する専門知識・技能を教授するものとして編成している。臨床心理プログラムは、専門科目群を設けないため、学生は自プログラムの専門科目から履修し、ディプロマ・ポリシーに示した「臨床心理学および心理学の高度かつ広範な知識を修得し、心身の諸問題について、普遍性の高い問題と沖縄独自の問題という、両視点から理解する能力」と、その能力に基づいて「地域社会において生じている心の健康の諸問題を論理的に分析し、高い倫理観をもって臨床実践に活かすことのできる能力」を修得する。

5. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1)教員組織の構成

現行の人文社会科学研究科及び観光科学研究科の担当教員に加え、教育学研究科の一部の教員等が地域共創研究科地域共創専攻の教員組織を編制する。専攻に所属する専任教員は、教授 63 名、准教授 49 名、講師 3 名である。これらの教員が専攻に置かれた 5 プログラムの教育・研究指導を担当する。

(2)教員の年齢構成

本専攻の教員の年齢構成は、完成年度で 60 代が 24.3% (28 名)、50 代が 46.1% (53 名)、40 代が 26.1% (30 名)、30 代が 3.5% (4 名) となっており、教育研究の維持向上及び教育研究の活性化に支障のない年齢構成となっている。なお、本学教員の定年年齢は、国立大学法人琉球大学職員就業規則の規定により満 65 歳となっており、完成年度までに定年を迎える教員はいない。(資料 2)

(3)各プログラムの担当

本専攻の教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員又は准教授が担当する。

また、専攻に所属する教員が 5 つのプログラムを分担して担当し、教育・研究指導を行う。分野としては、法学、政治学・平和学、社会学・社会福祉学、経済学、経営学、観光産業論、人間学、超域文化表象論、言語コミュニケーション論、歴史・人類学、琉球アジア文化論、島嶼研究、心理学・臨床心理学である。

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本研究科は、養成する人材像の実現を目指して、専攻共通科目である「学際融合基礎科目」(必修)、「専攻基礎科目」(選択必修^(※))、「共通選択科目」(選択)、「特別演習」(必修)及びプログラムごとに設ける「専門科目」により教育課程を編成し、座学、事例検討、グループワーク等の当該科目に適切な方法により教育を行う。

(※) 臨床心理プログラムにおいては選択科目。

① 学際融合基礎科目

研究倫理や調査・研究方法の基礎の習得と同時に、未来社会の共創に寄与することができる幅広い学術的知見と実践力の育成を目的として、「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」の4科目を必修として履修させる。

② 専攻基礎科目

プログラムを横断する学際的視点を育成するために、各プログラムの教育内容を当該プログラム以外のプログラムに属する学生にも学ばせる科目（「公共社会基礎」、「経済経営基礎」、「言語表象基礎」、「文化・環境基礎」）を設置し、全てのプログラムの学生に対し、社会的・文化的基盤の強化、イノベーション、多様性、持続可能性の推進という視点から地域課題を俯瞰する能力を養成する。

③ 共通選択科目

学外の各種企業・団体等における事業や活動への継続的参画を単位として認めるものであり、本研究科の設置趣旨に沿った地域共創の実践力涵養を促す。

④ 各プログラムの専門科目及び特別演習

履修を通して専門的知識や課題解決への実践力を身に付けるとともに、専攻共通科目の「特別演習」では、それぞれが専門とする研究分野及び課題にふさわしい方法によって修士課程の最終的な成果物を作成し、公開する。

(2) 履修指導

学生は、入学時に5つのプログラムのいずれかに配属され、一人の学生に対して主指導教員(1名)と副指導教員(1名)がつく。主指導教員は研究指導並びに修学指導にあたり、主たる専門分野の高度な知識や研究方法について教授するとともに、選択科目の履修について指導する。主指導教員は、当該学生の成果物審査の主査となる。副指導教員は、修学指導補助、ならびに生活に関する相談などメンタル・サポートにあたる。副指導教員は、当該学生の成果物審査会において、必ずしも副査となるわけではない。

各プログラムにおいては、それぞれのカリキュラム・ポリシーに沿った履修モデルを作成・提示し、2年間に渡り学修計画をサポートする。

履修指導は、入学時並びに2年次前期にガイダンスを実施し、その都度修了要件の周知徹底を図り、履修モデルを用いて具体的に学修計画を指導する。特に、専攻共通科目の履修目的など本研究科の教育理念・方針等に対する理解を深め、「養成する人材像」に沿った人材の養成につなげる。

(3) 研究指導及び主・副指導教員

学生に対しては、入学試験前から、主指導教員となることを望む教員とコミュニケーションを取るように勧める（この点は、学生募集要項等に記載する）。入学後、学生が希望する研究分野に応じて主指導教員を研究科委員会で決定の上で配置する。学生は、4月から5月下旬の間に研究課題を主指導教員と協議の上で決定し、「研究計画書」の提出を行う。研究指導は、主指導教員が1名で行う。

同時に、本研究科では、学生1名につき副指導教員も1名つく。副指導教員は適宜、修学上の相談に乗りメンタル・サポートに当たる教員であり、研究指導は行わず、成果物審査にも必ずしも当たらない。副指導教員の決定は主指導教員の決定後、学生と主指導教員、並びに主指導教員と候補教員との相談により行う。

学生は、主指導教員が担当する研究指導科目を履修し、主指導教員の指導の下で「研究計画書」をもとに研究を進める。主指導教員は、学生の研究計画に沿って、研究指導、調査・分析の指導、修士論文又はリサーチペーパーの作成指導などを行い、研究指導全般に関して責任を持ってあたる。

本研究科では、本格的な研究を開始するにあたり理解が必要な基礎的な知識と技能を学ばせるため、専攻共通科目として「研究リテラシー」（1単位）を1年次前期に必修科目として配置している。学生は、この科目を履修することにより、研究課題を設定する姿勢、文献資料やデータの適切な収集・活用方法への理解、研究者として遵守すべき規範への理解、研究発表の手法や技能などを身に付ける。

(4) 修了要件

本研究科の学生は、修士課程の成果物として、修士論文もしくはリサーチペーパーを提出する。リサーチペーパーとは、所属するプログラムの専門分野に準じた特定課題を分析し、実践的な提案や解決策等を示すことで社会に貢献する研究成果報告書であり、修士論文と同等の審査を行う。いずれを成果物とするかは、出願時に申告する。本研究科では、修士論文を成果物とする学生を便宜上「修士論文コースの学生」と呼び、リサーチペーパーを成果物とする学生を「特定課題コースの学生」と呼ぶ。

本研究科の修了要件は、「コース」ごとに異なる（資料3）。まず「修士論文コースの学生」の場合、大学院に2年（優れた業績を上げた者は1年）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文について研究成果の審査及び最終試験に合格することである。30単位以上の内訳は、必修科

目 14 単位以上及び選択科目 16 単位以上である。具体的には、本専攻共通の必修科目として、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGs と地域共創」（各 1 単位、計 4 単位）を履修する。加えて、各プログラムに 1 科目ずつ設けられた専攻基礎科目（各 1 単位）より自プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修しなければならない。そして、特定の研究室に所属し、修士論文作成に向けた研究活動を遂行するための「地域共創特別演習 I、II、III、IV」（各 2 単位、計 8 単位）を必修科目として履修する。選択科目は、自プログラムの専門科目から 12 単位以上（各科目群からそれぞれ 2 単位以上）と、自プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 4 単位以上、計 16 単位以上履修する必要がある。なお、臨床心理プログラムにおいては、必修科目 32 単位及び選択科目 10 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文について研究成果の審査及び最終試験に合格することが修了要件である。具体的には、学際融合基礎科目 4 単位、自プログラムの必修科目 20 単位、特別演習 8 単位、並びに自プログラムの専門科目から 10 単位以上履修する必要がある。

次に、「特定課題コースの学生」の場合、大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、36 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、リサーチペーパーについて研究成果の審査及び最終試験に合格することである。36 単位以上の内訳は、必修科目 14 単位以上及び選択科目 22 単位以上である。具体的には、本専攻共通の必修科目として、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGs と地域共創」（各 1 単位、計 4 単位）を履修する。加えて、各プログラムに 1 科目ずつ設けられた専攻基礎科目（各 1 単位）より自プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修しなければならない。そして、特定の研究室に所属し、リサーチペーパー作成に向けた研究活動を遂行するための「地域共創特別演習 I、II、III、IV」（各 2 単位、計 8 単位）を必修科目として履修する。選択科目は、自プログラムの専門科目から 16 単位以上（各科目群からそれぞれ 2 単位以上）と、自プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6 単位以上、計 22 単位以上履修する必要がある。

(5) 学位論文審査

① 学位論文審査体制

学位論文の審査は主査 1 名、副査 2 名の 3 名体制で行う。主査には、主指導教員がその任にあたる。副査は、専門性と学際性の両面から審査するため、主査と同じ科目群担当教員から 1 名、同プログラム内の他科目群担当教員から 1 名を選出する^(※)。なお、副査は、必ずしも副指導教員をあてる必要はない。

^(※) 臨床心理プログラムは科目群を設定しないため、これには該当しない。

② 審査過程

主査は副査 2 名を決定して審査委員会を組織し、研究科委員会の審議を経て設置が承認された後、審査を開始することができる。審査委員会は、成果物の審査を終えた後、

研究科長に審査結果を提出する。研究科長は、審査結果の諾否について研究科委員会に発議し、その審議を経て合否を最終決定する。

③学位論文審査の厳格性及び透明性の確保

学位論文の審査は、主査及び副査による審査及び口頭試問により行う。審査は原則的に、公開審査とする。評価は、本学の大学院学習教育目標 URGCC-Advanced に掲げる「専門性」、「創造性」、「倫理性」の修得水準について、学位の分野等の特性に応じた評価を行う。審査結果に至った経緯や理由については、学生の求めがあれば本人にのみ速やかに情報公開する。

(参考) URGCC-Advanced 修得水準

専門性 専門分野に関する高度な知識、技能、思考法を体系的に身に付ける。

創造性 知識、技能、思考を独創的・創造的に発展させ、活用することができる。

倫理性 高度な倫理性を身に付けるとともに、社会的責任の熟慮を欠かすことなく、主体的に行動することができる。

④学位論文に係る評価の基準の公表方法等

学位論文の評価方法及び評価基準は、履修便覧及び研究科ホームページに掲載するとともに、入学時のガイダンス等において周知する。当該論文は、学位授与後 1 年以内に本学附属図書館学術リポジトリに登録・電子公開する。

(6)特定課題についての研究成果の審査

出願時に、修士課程の成果物をリサーチペーパーとすることを申告し合格した者は、これを修士論文に代えて提出する。リサーチペーパーとは、所属するプログラムの専門分野に準じた特定課題を分析し、実践的な提案や解決策等を示すことで社会に貢献する、研究成果報告書であり、修士論文と同等の審査を行う。

審査の体制、過程、厳格性・透明性の確保、評価基準の公表方法は、前項「学位論文審査」に準ずる。ただし評価は、URGCC-Advanced に掲げる「専門性」、「創造性」、「倫理性」のうち、各プログラムの養成する人材像に即した地域課題解決への「創造性」に特に重きを置く。

(7)修了までのスケジュール

入学者全員を対象に新入生ガイダンスを実施し、研究科の教育理念のほか、教育研究指導体制や履修方法等についての周知徹底を図る。

研究課題については、主指導教員と十分に協議した上で、5 月末までに提出しなければならない。

2 年間の履修の流れとして、第 1 年次においては、専攻共通科目をはじめとする科目の履修を通して、研究を進めるための技術・倫理の向上や地域共創に関する広範かつ基礎的な知識の獲得を図るとともに、専門分野の基礎知識の確認等を通して自らの研究の

基盤を構築する。同時に、研究テーマを固め、調査・研究を開始する。第2年次においては、調査・研究を継続して実施するとともに、得られた資料・データの分析に基づいて考察を深め、最終年度の1月中旬提出に向けて学位論文（特定課題コースにおいてはリサーチペーパー）を完成させる。

また、学位論文に向けたテーマの検討や調査・研究の進捗状況及び主指導教員による研究指導が適切に実施されているかどうかを確認するため、全学生を対象として、1年次の10月下旬に「研究課題発表会」を、2年次の10月下旬に「中間発表会」を開催する。

【修了までのスケジュール】

学年	学期	内 容
1年	前期	○新入生ガイダンス ○指導教員の決定 ○研究計画書を提出（4月～5月下旬）
	後期	○研究課題発表会（10月下旬）
2年	前期	○在学生ガイダンス
	後期	○中間発表会（10月下旬） ○修士論文／リサーチペーパーの提出（1月中旬） ○修士論文／特定課題研究の審査 ○最終試験 ○修了判定 ○修士学位授与

（8）研究倫理審査体制

本学では、「琉球大学研究者倫理規範」を策定し、本学に所属する教育、技術職員、大学院生、学部学生など研究に携わる全ての者が守るべき研究倫理指針と研究者倫理を保持するための本学の責務を定めている（資料4）。

また、研究者の研究活動上の不正行為を防止し、研究活動上の不正行為が行われた場合又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するため、「琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定している（資料5）。

人を対象とする研究については、「琉球大学における人を対象とする研究に関する倫理規則」を定めており、情報の管理、研究者への倫理教育及び研究倫理審査委員会の設置などについて定めている（資料6）。

さらに、研究倫理教育及び研究費不正執行教育について、eラーニングによる定期的な受講を研究に関わる教職員を対象に義務づけている。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 講義室等の整備計画

本研究科においては、人文社会学部及び国際地域創造学部と共に講義室・設備等を活用する。

人文社会学部及び国際地域創造学部には、教育・研究に必要な講義室、ゼミ室、研究室、学生自習室が既に備わっており、大学院生研究室を備えている（資料7）。講義室・設備等は、学部生及び大学院生が共用して使用できる体制となっており、教育・研究活動に支障はない。

また、建物内は、学内 LAN が整備され、講義室・ゼミ室以外のロビー等でも Wi-Fi が自由に利用でき、ゼミ室等に限らずインターネットの利用により教育・研究の機会が広く提供されている。

(2) 図書館の整備計画

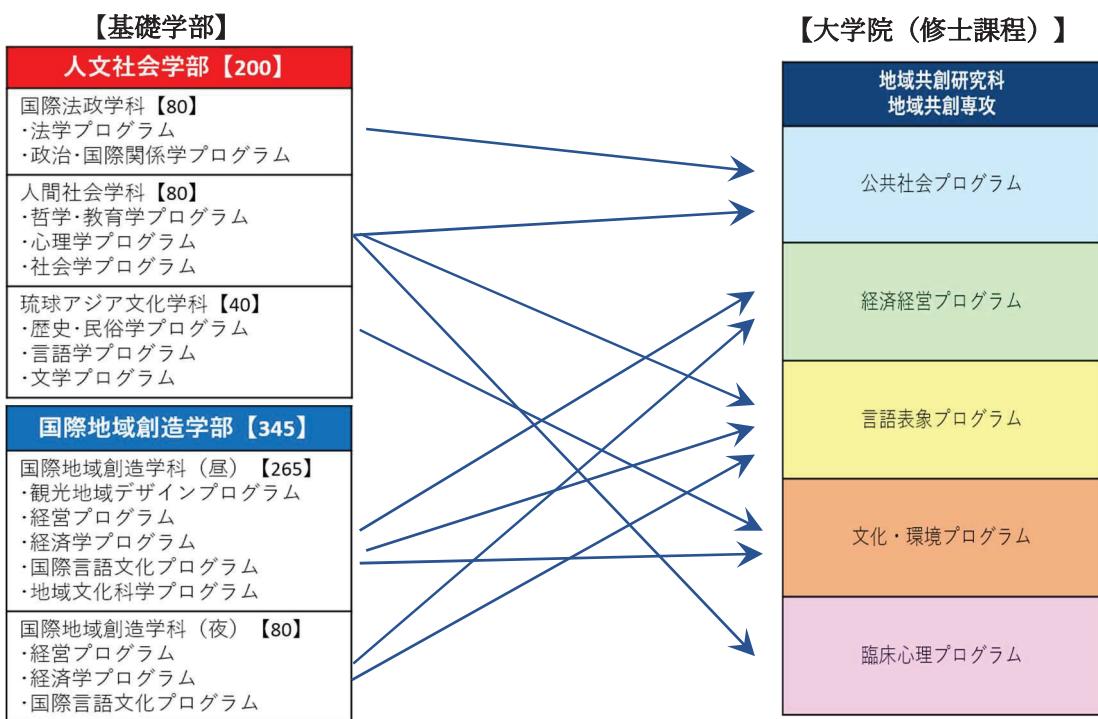
本学の附属図書館は、地域共創研究科がある千原キャンパスに本館が設置され、医学部がある上原キャンパスに医学部分館が設置されており、合わせて約 102 万冊の蔵書を有している。図書・学術雑誌だけでなく、電子ジャーナルやデータベースが利用でき、学術基盤の整備も行われている。本館は、本学の学生・教職員だけでなく、県内外の多くの研究者にも利用されている。また国連寄託図書館と EU 情報センターにも指定されており、国際資料の活用にも力を入れている。本館には閲覧スペースに加え、研究発表会など自由に討論等ができるラーニング・コモンズや多目的ホールも整備され、学生のグループ発表会や教職員のワークショップ等の教育・研究の発表の場としても幅広く活用されている。地域共創研究科の学生は、主に本館を活用し、自己の専門分野及び研究テーマ等について学修を深めていくこととなる。

8. 基礎となる学部との関係

本研究科の基礎となる学部である人文社会学部及び国際地域創造学部は、平成 30 年 4 月に当時の法文学部及び観光産業科学部を改組して設置した。

人文社会学部は、国際法政学科・人間社会学科・琉球アジア文化学科の 3 学科で構成しており、国際地域創造学部は国際地域創造学科の 1 学科となっている。人文社会学部は、法プログラム、政治・国際関係学プログラム、哲学・教育学プログラム、心理学プログラム、社会学プログラム、歴史・民俗学プログラム、言語学プログラム、文学プログラムを設置しており、国際地域創造学科（昼間主コース）は、観光地域デザインプログラム、経営プログラム、経済学プログラム、国際言語文化プログラム、地域文化科学プログラム、国際地域創造学科（夜間主コース）は、経営プログラム、経済学プログラム、国際言語文化プログラムを設置している。

人文社会学部及び国際地域創造学部と本研究科の関係は、以下の表に示す通りである。



9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

① 地域共創研究科のアドミッション・ポリシー

本研究科では、困難にして特有な歴史的背景と多様な他者に交わりうる地理的特色とを併せ持つ島嶼地域である沖縄が培ってきた知恵 (Island Wisdom) を、持続可能な人間社会の構築に資する実践的かつ普遍的な知に昇華させ、沖縄をはじめとする島嶼地域の社会に特有な課題を解決に導き、持続可能な未来社会の形成に貢献する人材を養成するため、次のような人物を求める。

1 【知識・技能、関心・意欲】

人文・社会・人間科学分野やその関連領域の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲を有する人

2 【思考力・判断力・表現力等の能力】

諸情報を的確に把握して課題を抽出し、論理的思考力と適切な判断力に基づいて課題を解決するアイディアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3 【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】

自らの関心を大切にしつつも多様な考え方を受容する理知的な寛容さがあり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、公共社会、経済経営、言語表象、文化・環境、臨床心理の課題解決に主体的に取り組める人

②各プログラムのアドミッション・ポリシー

【公共社会プログラム】

本プログラムでは、「地域の社会的特色に鑑みた法・政治・社会・福祉等の公共システムにおける課題」の解決に貢献できる人材を養成することを目指し、次のような人物を求める。

1 【知識・技能、関心・意欲】

法学、政治学・平和学又は社会学・社会福祉学の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、主に社会・制度に関わる課題解決の観点から持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲を有する人

2 【思考力・判断力・表現力等の能力】

諸情報を的確に把握して課題を抽出し、論理的思考力と適切な判断力に基づいて課題を解決するアイディアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3 【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】

自らの関心を大切にしつつも多様な考え方を受容する理知的な寛容さがあり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、公共社会の課題解決に主体的に取り組める人

【経済経営プログラム】

本プログラムでは、「地域経済の特色を生かした産業振興のあり方に関する課題」の解決に貢献できる人材を養成することを目指し、次のような人物を求める。

1 【知識・技能、関心・意欲】

経済学、経営学又は観光産業論の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、主に経済経営に関わる課題解決の観点から持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲を有する人

2 【思考力・判断力・表現力等の能力】

諸情報を的確に把握して課題を抽出し、論理的思考力と適切な判断力に基づいて課題を解決するアイディアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3 【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】

自らの関心を大切にしつつも多様な考え方を受容する理知的な寛容さがあり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、経済経営の課題解決に主体的に取り組める人

【言語表象プログラム】

本プログラムでは、「人間主体の表現と論理的かつ円滑なコミュニケーションの実践に関する課題」の解決に貢献できる人材を養成することを目指し、次のような人物を求

める。

1 【知識・技能、関心・意欲】

人間学、超域文化表象論又は言語コミュニケーション論の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、主に言語・思想・文化に関わる課題解決の観点から持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲を有する人

2 【思考力・判断力・表現力等の能力】

諸情報を的確に把握して課題を抽出し、論理的思考力と適切な判断力に基づいて課題を解決するアイディアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3 【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】

自らの関心を大切にしつつも多様な考え方を受容する理知的な寛容さがあり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、言語・思想・文化とコミュニケーションの課題解決に主体的に取り組める人

【文化・環境プログラム】

本プログラムでは、「琉球・沖縄を含む地域社会の地理、歴史、文化の継承と振興に関する課題」の解決に貢献できる人材を養成することを目指し、次のような人物を求める。

1 【知識・技能、関心・意欲】

歴史・人類学、琉球アジア文化論又は島嶼研究の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、主に自然・文化・社会の相互関係に関わる課題解決の観点から持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲を有する人

2 【思考力・判断力・表現力等の能力】

諸情報を的確に把握して課題を抽出し、論理的思考力と適切な判断力に基づいて課題を解決するアイディアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3 【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】

自らの関心を大切にしつつも多様な考え方を受容する理知的な寛容さがあり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、自然・文化・社会の相互関係の課題解決に主体的に取り組める人

【臨床心理プログラム】

本プログラムでは、「地域の人々の心身の健康維持・向上に関する課題」の解決に貢献できる人材を養成することを目指し、次のような人物を求める。

1 【知識・技能、関心・意欲】

臨床心理学の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、主に心の健康に関わる課題解決の観点から持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲を有する人

2 【思考力・判断力・表現力等の能力】

諸情報を的確に把握して課題を抽出し、論理的思考力と適切な判断力に基づいて課題を解決するアイディアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3 【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】

自らの関心を大切にしつつも多様な考え方を受容する理知的な寛容さがあり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、心の健康の課題解決に主体的に取り組める人

(2)入学者の選抜方法等

①**募集定員**：35名（社会人及び外国人留学生を含む。）

②**募集対象**：一般（4年制大学卒業又は卒業見込みの者）

社会人（在職中も可）

外国人（基本的に国内外の4年制大学卒業又は卒業見込みの者）

③入学試験の実施時期

10月試験及び2月試験の実施及び合格者発表の時期は、おおよそ以下のとおりである。

【10月試験】 試験実施：10月上旬 合格者発表：10月下旬

【2月試験】 試験実施：2月上旬 合格者発表：2月下旬

④選抜方法

専攻及び各プログラムのアドミッション・ポリシーに基づき、修士論文コース及び特定課題コースとともに、一般選抜、社会人特別選抜及び外国人特別選抜の区分で選抜を行う。

また、出願時に提出する応募書類（入学志願書・志願理由書、研究計画書、卒業／修了証明書又は卒業見込／修了見込証明書、成績証明書等）に加え、修士論文コースにあっては、筆記試験（共通問題、選択問題）及び口頭試問、特定課題コースにあっては、筆記試験（共通問題）、研究課題レポート及び口頭試問により、総合的に合否を判断する。

⑤試験内容

概要は後掲の表に示すとおりであるが、各試験については以下の内容を予定している。

【筆記試験（共通問題）】（修士論文コース・特定課題コース）

本研究科の全ての学生が共通して備えておきたい資質・能力として、研究科のアドミッション・ポリシーに＜思考力・判断力・表現力等の能力＞として示した「諸情報を的確に把握して課題を抽出し、論理的思考力と適切な判断力に基づいて課題を解決する

「アイディアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力」を測るために、データリテラシーやロジカルシンキング等に関わる問題を課す。

【筆記試験（選択問題）】（修士論文コースのみ）

出願時に、入学後に中心的に学びたいプログラム・科目群を志願者自身が提示することにより、それに関連する問題を、アドミッション・ポリシーに示した＜知識・技能＞の確認を含めて課す。

【口頭試問】（修士論文コース・特定課題コース）

アドミッション・ポリシーに示した＜関心・意欲＞を確認するとともに、複数の試験官（教員）との対話を通して＜主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度＞を確認する。また、修士論文コースを志望する志願者については筆記試験（選択問題）の補足的な問題に関して口述による応答を行い、特定課題コースを志望する志願者については出願時に提出する研究課題レポートをもとに質疑応答を行う。

【研究課題レポート】（特定課題コースのみ）

特定課題コースを受験する者については出願時に、取り組みたい事柄（自ら設定した現代的・地域的な課題を解決するための方策や提案）をまとめた研究課題レポートの提出を必須とする。

プログラム	公共社会	経済経営	言語表象	文化・環境	臨床心理
修士論文 コース	【口頭試問】				
	【筆記試験（共通問題）】				
	【筆記試験（選択問題）】				
下記より選択		下記より選択	下記より選択	下記より選択	下記を指定
<input type="radio"/> 政治学・平和 学系問題		<input type="radio"/> 経営学系問 題	<input type="radio"/> 人間学系問題	<input type="radio"/> 歴史・人類學 系問題	<input type="radio"/> 臨床心理 学系問題
<input type="radio"/> 法学系問題		<input type="radio"/> 経済学系問 題	<input type="radio"/> 言語コミニ ケーション系 問題	<input type="radio"/> 琉球アジア 文化論系問 題	
<input type="radio"/> 社会学・社会 福祉学系問題		<input type="radio"/> 観光産業論 系問題	<input type="radio"/> 超域文化表象 論系問題	<input type="radio"/> 島嶼研究系 問題	
特定課題 コース	【口頭試問】				
	【筆記試験（共通問題）】				
	【研究課題レポート】※出願時に提出				

(3)出願資格

本研究科では、定員の枠内で、社会人及び外国人を受け入れ、基本的に一般と同様の入学試験を課す。また、外国人受験生については、日本語能力試験の受験を出願条件とする。

① 一般選抜の出願資格=下記のいずれかの条件を満たす者

- 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者及び受験日が属する年度の 3 月までに卒業見込みの者
- 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者及び受験日が属する年度の 3 月までに修了見込みの者
- 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び受験日が属する年度の 3 月までに修了見込みの者
- 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び受験日が属する年度の 3 月までに修了見込みの者
- 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び受験日が属する年度の 3 月までに修了見込みの者
- 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示 5 号参照）
- 受験年度の 3 月までに大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を特別優秀な成績で修得したと本研究科が認めた者
- 個別の入学資格審査などにより、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者で、22 歳に達した者及び受験日が属する年度末までに 22 歳に達する者

② 社会人特別選抜の出願資格=下記のいずれかの条件を満たす者

- 上掲①の出願資格を有している者
- 個別の入学資格審査などにより、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者で、受験日が属する年度末までに、企業、各種団体、官公庁などの組織における実務経験を有する者
- 大学卒業またはそれに準ずる者で企業、各種団体、官公庁などの組織の代表者等に推薦される者

③ 外国人特別選抜の出願資格=下記の条件を満たす者

- 日本国籍を有しない者で上掲①又は②の出願資格を有しており、在留資格が「留学」の者、又は外国の大学・大学院のみを卒業・修了（見込みを含む）した者。

10. 取得可能な資格

(1) 取得可能な資格について

① 専修免許状

本研究科において、修了の認定を受ける学生が教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目を修得し、その単位を修得した時は、下記の教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。ただし、一種教育職員免許状を取得している者に限る。

なお、資格取得が修了要件ではなく、修了要件単位に含まれる科目のほか、教職関連科目の履修が必要となる。

○中学校教諭専修免許状（国語・社会・保健体育・英語）

○高等学校教諭専修免許状（国語・地理歴史・保健体育・英語）

② 地域公共政策士

地域公共政策士（民間資格）は、一般財団法人地域公共人材開発機構が認定し、地域の公共的活動や政策形成をリードすることが期待される。公共社会プログラムにおいて所定の授業科目を履修し、一般財団法人地域公共人材開発機構へ資格付与の申請をすることで取得できる。

なお、資格取得が修了要件ではなく、所定の授業科目の履修が必要となる。

(2) 受験資格の取得可能な資格について

① 臨床心理士受験資格

臨床心理士は、（財）日本臨床心理士資格認定協会認定の心理専門職（民間資格）である。臨床心理プログラムにおいて、所定の授業科目を履修して単位を取得し、修了後1年間の現場経験を積むことで、臨床心理士資格試験の受験資格を取得できる。

なお、資格取得が修了要件ではなく、修了要件単位に含まれる科目のほか、所定の授業科目の履修及び実務経験が必要となる。

② 公認心理師受験資格

公認心理師は、文部科学省・厚生労働省管轄の心理専門職（国家資格）である。学部において所定の授業科目を履修し単位を取得した上で、臨床心理プログラムにおいて、所定の授業科目を履修し単位を取得することで、公認心理師資格試験の受験資格を得ることができる。

なお、資格取得が修了要件ではなく、修了要件単位に含まれる科目のほか、所定の授業科目の履修が必要となる。

また、公認心理師の受験資格取得を目指す者は、大学において公認心理師となるために必要な科目を修めていることが必須であることを入学希望者に案内する。

(3) 公認心理師の実習

心理実践実習は、I～IVの4つの科目で構成する。心理実践実習Iは1年次の前期、心

理実践実習Ⅱは1年次の後期に配置する。また、心理実践実習Ⅲは2年次の前期、心理実践実習Ⅳは2年次後期に配置する。心理実践実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅳはいずれも集中実習として設定している。心理実践実習Ⅲは、医療、教育機関で週1回4時間程度の実習を行う。本学は、臨床心理士養成も行っており、実習については両者のバランスを考えて配置しているが、公認心理師実習だけでも450時間以上の実習時間と複数領域の実習施設の配置など、十分基準を満たす内容となっている。時間割については、公認心理師コースの時間割例のとおりである（資料8）。

具体的な計画は、以下のとおりである。

①実習の目的

心理実践実習は、本研究科のディプロマ・ポリシーである「専門的知識と技能に基づいて、社会的課題の解決を構想し実践する能力」、および「地域における多様なステークホルダーと協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、自律的かつ持続的な未来の地域社会の共創に携わることのできる能力」を高める科目である。

実習に際しては、「実習の手引き」を毎年度作成し、これに基づいて指導を行っている。本手引きにおいて、以下のとおり実習の目的を記載している。

「実習は、大学院における臨床心理士・公認心理師養成カリキュラムの中でも最も重要な要素といえる。臨床心理学の認識と理解を深めるための実践的基盤となる経験、及び心理療法や教育相談等の臨床活動に必要な基礎的態度、技術を実践的に習得することを目的とする。心理臨床活動の領域としては、医療・保健、福祉、教育、産業・労働、司法・矯正の5領域が主なものであるが、それらの領域で働くためには、複数の現場での実習は不可欠である。その目的達成のために、病院・学校・適応指導教室・心理教育相談室・福祉施設などの心理臨床に関わる様々な現場に身を置き、当該施設の臨床心理士の指導のもとで、体験と経験を蓄積することが必要である。そして、こうした経験とそれに対する指導に基づき、臨床心理士としての品位と人格の形成を目指してほしい。」

②実習先の確保の状況

公認心理師の実習先を確保しており、実習施設一覧及び実習先からの受入承諾書を資料として添付する（資料9）。

③実習先との契約内容

本学では、個人情報保護や事故防止について丁寧に説明し、指導を行っている。具体的には、実習前に事前学習として8コマの事前研修を行うが、この中で、手引きに基づく概論的講義1コマのほか、「倫理（その1：専門家としての姿勢の問題）」「倫理（その2：臨床心理士としての倫理）」という2コマの中で、ロールプレイ等も用いながら具体的に指導を行っている。実習先には、こうした指導を行っていることを十分説明し、了承を得た上で実習を引き受けている。なお、実習機関によっては機関が用意している個人情報保護に関する書面があり、そちらに署名した上で実習を開始する。

④実習水準の確保の方策

2年間にわたり450時間以上の実習を実施するが、実習に先駆けて、8コマの事前研修を行う。実習活動の概要や感想等は「実習記録簿」にまとめ、実習先施設担当者及び指導担当教員が確認し、これに基づき指導を行う。また、心理実践実習においては、1か所の集中実習開始前に、①3コマの事前学習、②5日に1回の巡回指導、③実習期間中の個別指導及び④3~5コマ程度の事後学習を行うことを通じて、綿密に実習実施状況を把握し、指導を行う。指導を受ける際には、「指導確認表」に指導者が捺印することで、どの活動にどの程度指導を受けたか、指導者と学生の間で共通認識を図る。また、実習時間が450時間以上確保されているかどうかを確認するため、各自に「時間集計表」をつけてもらい、半期に一度確認する。さらに、実習終了後は「実習終了報告書」の提出を各学生に求める。以上の実習活動については、臨床心理プログラム運営委員会の下に設置する「臨床心理学系会議」において、毎月情報交換を行うとともに、管理運営に関する審議を行う。

⑤実習先との連携体制

年度の初めに契約書類を交わす過程で、毎年各施設の状況について情報交換を行う。実習の実働においては、施設ごとに担当教員を1名配置し、実習施設と細やかに連携をとっている。実習開始前には学生を引率して挨拶に伺う。実習開始後は、定期的な巡回指導を行う。実習を依頼している各施設には本学の修了生も多く、良好な連携体制を構築している。

⑥実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

保険については、「学生教育研究災害保険」への加入を義務づけている。感染予防対策としては、現在、本学で抗体検査及びワクチン接種について予算化が出来ていないため、義務を課すことは出来ないが、4種（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）について抗体検査を受け、必要に応じてワクチン接種を行うよう、基礎講義において口頭にて指導を行っている。また、守秘義務については、手引きにおいて、以下のとおり指導を行っている。

「皆さんのが実習する場所は、何らかの形で問題を抱えたクライエントの集まる場所といえる。ここでは、彼らの悩みや問題を中心として展開される。自ずとクライエントのプライバシーが明らかになる場所である。実習生も職員と同様に、その施設で知り得た情報に対しては守秘義務が生じる。実習において知り得たいとなる個人的情報も、外部に漏らしてはならない。

公認心理師法第四十一条には、「公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。」と規定され、これに違反した場合には、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金が課せられる（同四十六条）。心理職に就くものにとって、秘密保持は最も重要な任務の一つである。

なお、施設によっては、実習に先がけて書類上で守秘義務厳守のサインを要求するところもある。」

⑦事前・事後における指導計画

年度ごとに、毎年4月から6月にかけて8回（90分／回）の事前指導を行う。また、各回の実習ごとに当該実習の担当教員が個別のスーパービジョンを行う。それに加えて、臨床心理プログラムに所属する全大学院生と臨床心理学を専門とする全教員が参加する合同スーパービジョンを毎週行う。さらに、心理実践実習においては、実習施設ごとに事前講義（3コマ程度）、巡回指導（5日に1回）、個別SV（1日～5日に1回）、事後指導（3コマ程度）を行う。

⑧教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

公認心理師養成に携わる有資格教員は5名であり、それぞれが1～3箇所程度の実習施設を担当し、連絡、挨拶、事前・事後指導、個別SV等を担当する。巡回指導は、集中実習5日に1回程度行う。沖縄は公共交通機関が十分でないため、私有車登録をしている自家用車によって巡回する。実習先はいずれも本学から1時間以内の場所にあり、過度な負担はない。なお、各教員の負担が均等になるよう臨床心理学系会議で検討し、その都度調整を図っていく。

⑨実習施設における指導者の配置計画

各実習施設の実習指導者は、いずれも「公認心理師法施行規則第三条第4項」及び「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」第2の2の（2）に定められ基準を満たしている。各施設で十分な経験と責任ある立場の心理専門職者が指導にあたる。

⑩成績評価体制及び単位認定方法

実習活動の評価は、①所定の実習活動（実習活動、報告活動等）を不足なく行っていることを前提として、②実習先担当者の評価、③それぞれの実習担当教員の評価を加味して行われる。実習先担当者には、実習生評価表に記入を依頼する。実習担当教員は、それらに基づき総合的に判断して評価を行う。

⑪その他特記事項

特になし

11. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を活用することで大学院での履修を希望する社会人学生の就学の便宜を図るために、以下のような措置を実施する。

（1）修業年限

標準修業年限は2年とするが、社会人学生の負担等に配慮し、長期にわたり計画的な

履修を可能とする長期履修制度を導入する。長期履修制度は、標準修業年限に1年又は2年を加算した期間とする。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

社会人学生への履修指導及び研究指導については、指導教員が社会人学生と研究計画の打合せを行い、計画的に履修及び研究ができるよう個別指導する。社会人学生の研究指導については、夜間その他特定の時間あるいは時期において、または、適宜オンライン技術も活用しながら研究指導を行うことも可能とする等の方法により行う。

(3) 授業の実施方法

教育上必要と認められる場合は、学生の勤務形態等を考慮し、指導教員並びに講義担当教員と相談の上、夜間その他特定の時間あるいは時期において、または、適宜オンライン技術も活用しながら講義等を受講できるようにするなど、社会人学生が履修しやすい環境を整える。

(4) 教員の負担の程度

講義形式の授業科目等は、あらかじめ開講時間を学生に提示し、計画的な受講を可能とする。「特別演習」等のゼミナール形式の講義科目は、開講予定時間の代わりに受講効果が上がるよう一般学生と一緒に実施する等、受講学生の負担がないように柔軟に設定する。受講生と指導教員が密に連絡を取りながら受講計画を立てることから、教員負担は大きくない。

(5) 図書館・情報基盤統括センター等の利用方法等

本学の図書館は、平日は8時から21時40分まで、土日は10時から20時まで開館しており、社会人学生も十分利用可能な体制を整えている。また、図書館内のラーニング・コモンズに情報基盤統括センターのパソコンエリアがあり、社会人学生の利用が可能となっている。

情報基盤統括センターは、平日9時から17時までの開館であるが、アカウント発行など限られた用件での利用となるので、指導教員が代行することができる。

さらに、院生研究室を利用して自習等を行うことができる。

(6) 入学者選抜の概要

社会人特別選抜を実施している。

12. 管理運営

本研究科に研究科長及び副研究科長を置き、教育・研究・運営に係る審議機関としては、研究科委員会、研究科運営委員会、研究科教務委員会を置く。また、その他各種委員会とし

て、入試委員会や各プログラム運営委員会等を置く。

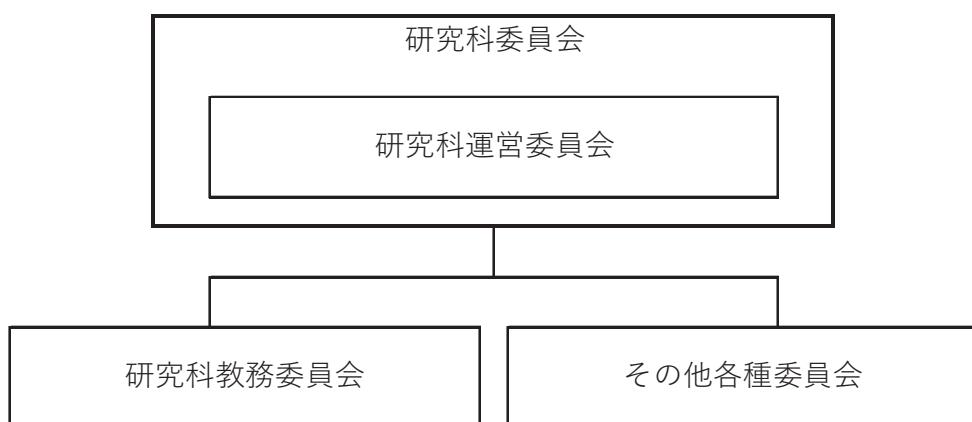
(1) 管理運営組織

地域共創研究科委員会は、研究科全体に係る重要事項を審議する。また、研究科委員会からの詳細審議の付託に応えるほか、研究科委員会の審議運営を円滑に行うため、研究科委員会の下に研究科運営委員会を置く。

さらに、研究科委員会の下には研究科教務委員会やその他各種委員会を置き、研究科委員会からの詳細審議の付託、審議依頼、意見照会等に応えてそれぞれ次のことを審議するとともに、研究科委員会への議案提起を行う。研究科教務委員会は、主に研究科に関する教育課程の編成、特に専攻共通科目を統括し、教務関係に関する企画・立案を行うとともにそれに関係する各プログラム運営委員会間の意見調整を行う。

各委員会等の組織図及び審議事項等を以下のとおり示す。

○組織図



○各委員会等の審議事項等

委員会等	審議事項等
研究科委員会	<p>(1) 構成員：研究科長、副研究科長、修士課程を担当する教授・准教授・講師又は助教</p> <p>(2) 開催：原則として毎月 1 回</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>①学生の入学及び課程修了に関すること。</p> <p>②学位の授与に関すること。</p> <p>③教育課程の編成に関すること。</p> <p>④研究科の中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。</p> <p>⑤学生の懲戒及び除籍に関すること。</p> <p>⑥学生の転入学、再入学及び留学に関すること。</p> <p>⑦研究生、特別聴講学生及び科目等履修生に関すること。</p>

	<p>⑧教育課程の試験に関すること。</p> <p>⑨学生の表彰に関すること。</p> <p>⑩学生の転研究科に関すること。</p> <p>⑪専攻、プログラム、科目群等の新設改廃に関すること。</p> <p>⑫教員の資格審査に関すること。</p> <p>⑬研究科内の予算配分に関すること。</p> <p>⑭研究科の自己点検・評価に関すること。</p> <p>⑮研究科に関する規程等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>⑯その他研究科に関すること。</p> <p>⑰前各号に掲げるもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関すること。</p>
研究科運営委員会	<p>(1)構成員：研究科長、副研究科長、各プログラム・コーディネーター、その他研究科長が特に必要と認める者若干名</p> <p>(2)開催：原則として毎月1回</p> <p>(3)審議事項</p> <p>①教育課程の編成に関すること。</p> <p>②教育課程の試験に関すること。</p> <p>③研究科の中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。</p> <p>④学生の転入学、再入学及び留学に関すること。</p> <p>⑤学生の転研究科に関すること。</p> <p>⑥研究生、特別聴講学生及び科目等履修生に関すること。</p> <p>⑦研究科内の予算配分に関すること。</p> <p>⑧その他研究科に関すること。</p>
研究科教務委員会	<p>(1)構成員：研究科長または副研究科長、各プログラム運営委員会にて選出された者各1名、その他研究科長が特に必要と認める者若干名</p> <p>(2)開催：不定期</p> <p>(3)審議事項</p> <p>①教育課程の編成及び改善に関すること。</p> <p>②専攻共通科目に関すること。</p> <p>③授業科目の種類、編成及び履修方法に関すること。</p> <p>④プログラムや科目群の新設改廃に関すること。</p> <p>⑤シラバスに関すること。</p> <p>⑥教育課程の試験に関すること。</p> <p>⑦学生の厚生補導に関すること。</p> <p>⑧学生の交流に関すること。</p> <p>⑨教員養成に関すること。</p> <p>⑩その他研究科の教務に関すること。</p>

13. 自己点検・評価

(1) 全学的な取組

本学では、琉球大学自己点検・評価規則に基づき、教育・学生支援自己点検・評価委員会をはじめ、研究、社会連携、国際交流、管理運営、財務・施設管理に関する自己点検・評価委員会をそれぞれ設置しており、各委員会の委員長には担当理事が就いている。また、全体をまとめる琉球大学自己点検・評価会議を置き、基本的な目標に基づき、自己点検・評価の観点からの教育研究活動等の水準向上及び活性化を図っている。

中期目標・中期計画・年度計画に関しては、管理システムにおけるプロジェクトシートにより進捗状況を管理しており、8月、12月、4月にそれぞれの部局における状況確認を行っている。確認については、大学評価IRマネジメントセンターが各取組の進捗状況のモニタリングを行い、自己点検・評価会議において報告を行っている。

また、令和2年度から、教員の教育研究意欲を一層向上させることを目的に、本学の全教員を対象とする業績評価制度を導入した。主に次のことが期待される。

- ・目標設定を通じて、大学として期待する成果や行動についての共通理解に資する。
- ・評価結果のフィードバック等により、人材養成に資する。
- ・学部長等と個々の教員の円滑なコミュニケーションの向上に資する。

業績評価は、年度開始前に各教員が、「教育及び学生支援」、「研究」、「社会貢献」及び「管理運営」のそれぞれの領域における評価項目に対する年度目標を設定し、年度の終わりに自己評価を行い、業績評価委員会が評価を行うという目標管理型の評価制度である。評価結果を待遇（賞与、昇給等）に反映することにより、教員のモチベーションの一層の向上に資することとしている。

(2) 大学機関別認証評価

本学では、平成29年度に大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、「琉球大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を受けた。なお、令和5年度に大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価を受審する予定である。

国立大学法人評価及び大学機関別認証評価の自己評価書及び評価結果については、大学公式ホームページにおいて公表している。

(3) 地域共創研究科における取組

本研究科では、本学の関係規則に基づき、自己点検・評価を実施する予定である。

14. 情報の公表

(1) 全学的な取組

本学では、広報活動を一元的かつ戦略的に行い、学内のコミュニケーションと社会との

双方向コミュニケーションを推進することにより、本学に対する社会の理解と信頼向上させるとともに、本学の理念の実現に資することを目的として、広報戦略本部を設置している。本部長には広報担当の理事を置き、戦略的な広報活動を展開している。

また、広報戦略本部の広報戦略に従って、部局等における広報活動を推進するため、広報委員会を置いている。広報委員会には、各学部の広報を所掌する委員会の委員長が委員として参加している。

大学の情報については、大学の公式ホームページにおいて公表している。

琉球大学ホームページ（トップ） <https://www.u-ryukyu.ac.jp/>

公式ホームページにおいては、大学情報として、組織図、役員紹介、学年暦などのほかに、本学の理念・目標についても掲載している。

大学情報 <https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/>
トップ>大学情報

また、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づく法定公開情報として、以下の項目については、以下のサイトに一括で掲載している。

教育情報の公表 <https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/educationalinformation/>
トップ>大学情報>教育情報の公表

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること。（第 1 号関係）
- イ 教育研究上の基本組織に関すること（第 2 号関係）
- ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること（第 3 号関係）
- エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（第 4 号関係）
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること（第 5 号関係）
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（第 6 号関係）
- キ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること（第 7 号関係）
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること（第 8 号関係）
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること（第 9 号関係）
- コ その他（教育課程を通じて修得が期待される知識・能力の体系（第 10 号関係）

（2）地域共創研究科における取組

本研究科のホームページは、現在運用している人文社会科学研究科及び観光科学研究

科のホームページとは独立した形で開設する。また、現在稼働中の人文学部及び国際地域創造学部のホームページからリンクを作成し、学部教育との関連性を明示する。

地域共創研究科ホームページ <http://www.ced.u-ryukyu.ac.jp/>

人文社会学部ホームページ <http://www.hs.u-ryukyu.ac.jp/>

国際地域創造学部ホームページ <http://www.grs.u-ryukyu.ac.jp/>

また、地域共創研究科の入試情報については、地域共創研究科ホームページのほか、公式ホームページの以下のサイトに掲載する予定である。

入試情報 <https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/>

トップ>入試情報

15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1)全学的な取組

本学では、「琉球大学の教育に関するファカルティ・ディベロップメントの基本方針」に基づき FD を実施している。全学的な FD の統括はグローバル教育支援機構が行い、講演会、説明会などを企画し、教育内容の改善及び教員の資質向上を図るための取組を実施している。

また、全学学士教育プログラム委員会から URGCC (University of the Ryukyus Global Citizen Curriculum) FD ガイドとして 4 卷（シラバス編、ループリック編、3 つのポリシー編、アクティブ・ラーニング編）を発行し、教員向けの手引書として活用している。

(2)事務系職員の研修

本学では、事務系職員が大学職員として日常業務をこなすだけではなく、他大学と比較した強み・弱みの分析など、「大学全体」を見渡すものの見方・考え方及び視野を広げることにより、自身の業務の現状に建設的な疑問をもたせ、前向きに業務改善に取り組む姿勢を養うなど、資質向上及び能力開発に伴う職員全体の底上げを図りつつ、多様性と柔軟性を備えた職員を育成する目的で、「琉球大学職員研修～ちゅーばー職員育成プラン～」を令和 2 年 3 月に策定した。

この構想に基づき、「琉球大学職員研修ガイドブック 2021」を策定し、職階別研修、専門別研修及びテーマ別研修を計画に沿って実施している。

学内研修とは別に、人事院、国立大学協会などの学外機関が主催する研修へもこれまで同様に積極的に参加することにより、大学職員としての資質向上を図ることとしている。

(3)地域共創研究科における取組

本研究科では、研究科委員会等で全教員向けに情報インシデント及びハラスメント防止に関する研修等を実施する予定である。

資料目次

資料 1 養成する人材像及び3つのポリシーの相関図

資料 2 国立大学法人琉球大学職員就業規則

資料 3 履修モデル（各プログラム）

資料 4 琉球大学研究者倫理規範

資料 5 琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

資料 6 琉球大学における人を対象とする研究に関する倫理規則

資料 7 大学院生研究室（見取図）

資料 8 時間割例（公認心理師）

資料 9 実習施設一覧及び受入承諾書

養成する人材像及び3つのポリシーの相関図（地域共創研究科）

養成する人材像

1 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する多様な課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人

2 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、それぞれが立脚する専門的見地から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人

3 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

ディプロマ・ポリシー

1 自律的かつ持続的な未来の地域社会の共創に向けて、自身が取り組むべき社会的課題を見定めることができ、その取り組みに必要な専門的知識と技能を有して、論理的に現状を分析することができる能力

2 上記の知識・技能に基づいて、社会的課題の解決を構想し実践する能力

3 地域における多様なステークホルダーと協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、自律的かつ持続的な未来の地域社会の共創に携わることのできる能力

カリキュラム・ポリシー

本研究科の教育目的を達成するために開設する科目は、体系的に「専攻共通科目」と「プログラム別専門科目」に区分して編成する。

専攻共通科目のうち授業科目は、沖縄の大学院としての特色を活かしつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を教授するものであり、さらにアクティブラーニングを適切に織り込んで他プログラムの学生との共学を促し、多様な人々と協働する能力も涵養するものである。一方で、特別演習では、学生の成果物作成に向けて主指導教員による丁寧な研究指導を行うと同時に、他プログラム生との成果報告・交流も行う。

プログラム別専門科目は、当該プログラムがターゲットとする社会的課題に取り組むために必要な専門的知識や技能を教授するものである。学生は、主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

全てにおいて本学URGCC-Advancedに基づき、「専門性」、「創造性」、「倫理性」の修得水準を満たす研究能力と高度な専門性を身に付ける。※

アドミッション・ポリシー

1【知識・技能、関心・意欲】
人文・社会・人間科学分野やその関連領域の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲を有する人

2【思考力・判断力・表現力等の能力】
諸情報を的確に把握して課題を抽出し、論理的思考力と適切な判断力に基づいて課題を解決するアイデアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】
自らの関心を大切にしつつも多様な考え方を受容する理知的な寛容さがあり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、公共社会、経済経営、言語表象、文化・環境、臨床心理の課題解決に主体的に取り組める人

地域共創研究科

※一部文言を縮約

養成する人材像

1 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する社会・制度に関する課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人

2 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、公共的かつ平和的な秩序の維持と健全で福祉に満ちた親密圏の維持の観点から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人

3 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

ディプロマ・ポリシー

1 地域社会の持続可能性に向けて、公共的かつ平和的な秩序の維持と、健全で福祉に満ちた親密圏の維持という観点から、論理的に現状の課題を見つけ出す能力

2 上記の観点から見出される課題に対し、その解決に結び付く社会・制度のデザイン（あり方）を論理的に構想し実践する能力

3 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、公共的かつ平和的な秩序と、健全で福祉に満ちた親密圏の共創に携わることのできる能力

カリキュラム・ポリシー

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」、専攻基礎科目のうち「公共社会基礎」及び他3科目のうち1科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。

さらに特別演習では、公共社会の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラムとの成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、公共社会の課題についての専門的知識や技能を systematicに学ぶために「法科目群」、「政治・平和科目群」、「社会・社会福祉科目群」に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

アドミッション・ポリシー

1【知識・技能、関心・意欲】
法学、政治学・平和学又は社会学・社会福祉学の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、主に社会・制度に関する課題解決の観点から持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲を有する人

2【思考力・判断力・表現力等の能力】
諸情報を的確に把握して課題を抽出し、論理的思考力と適切な判断力に基づいて課題を解決するアイデアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】
自らの関心を大切にしつつも多様な考え方を受容する理知的な寛容さがあり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、公共社会の課題解決に主体的に取り組める人

公共社会プログラム

養成する人材像

1 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する経済経営に関する課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人

2 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、現在に至るまでの地域経済社会の変遷と国内外の経済社会の情勢から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力有する高度専門職業人

3 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

ディプロマ・ポリシー

1 現在に至るまでの地域経済社会の変遷と国内外の経済社会の情勢を理解するとともに、地域経済社会を探究するための経済・経営・観光産業に関する広範な**知識と高度なデータ分析の能力**

2 上記の知識・技能に基づいて、地域の経済経営に関わる課題を正確に捉えて解決策を示し実践する能力

3 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、自立的で創造力を有する地域経済社会の共創に携わることのできる能力

カリキュラム・ポリシー

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」、専攻基礎科目のうち「経済経営基礎」及び他3科目のうち1科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ**現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観**を身に付け、また、**多様な人々と協働する能力**も涵養する。

さらに特別演習では、経済経営の課題を対象とする研究を、**主指導教員による丁寧な指導**のもとで取り組み、さらに他プログラムとの成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、経済経営の課題についての**専門的知識や技能を体系的に学ぶために、「経済科目群」、「経営科目群」、「観光産業科目群」**に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

アドミッション・ポリシー

1【知識・技能、関心・意欲】
経済学、経営学又は観光産業論の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、**主に経済経営に関する課題解決の観点から持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲**を有する人

2【思考力・判断力・表現力等の能力】
諸情報を的確に把握して課題を抽出し、**論理的思考力と適切な判断力**に基づいて課題を解決するアイデアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】
自らの関心を大切にしつつも**多様な考え方を受容する理知的な寛容さ**があり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、経済経営の課題解決に主体的に取り組める人

経済経営プログラム

養成する人材像

1 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する言語・思想・文化に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人

2 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、人間存在に備わる普遍性の理解と高度な言語運用能力に裏打ちされたコミュニケーションに関する学識から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人

3 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

ディプロマ・ポリシー

1 人間の言語・思想・文化およびその表象を通して人間存在に備わる普遍性を理解し、深い人間理解と高度な言語運用能力に裏打ちされたコミュニケーションの知識・技能

2 上記の知識・技能に基づいて、地域社会とグローバル社会を結ぶ言語・思想・文化的コミュニケーションを構想し実践する能力

3 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、地域社会及びグローバル社会における新たな文化や価値の共創に携わることのできる能力

カリキュラム・ポリシー

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」、専攻基礎科目のうち「言語表象基礎」及び他3科目のうち1科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ**現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観**を身に付け、また、**多様な人々と協働する能力**も涵養する。

さらに特別演習では、言語表象の課題を対象とする研究を、**主指導教員による丁寧な指導**のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、言語表象の課題についての**専門的知識や技能を体系的に学ぶために、「人間学科目群」、「超域文化表象科目群」、「言語コミュニケーション科目群」**に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

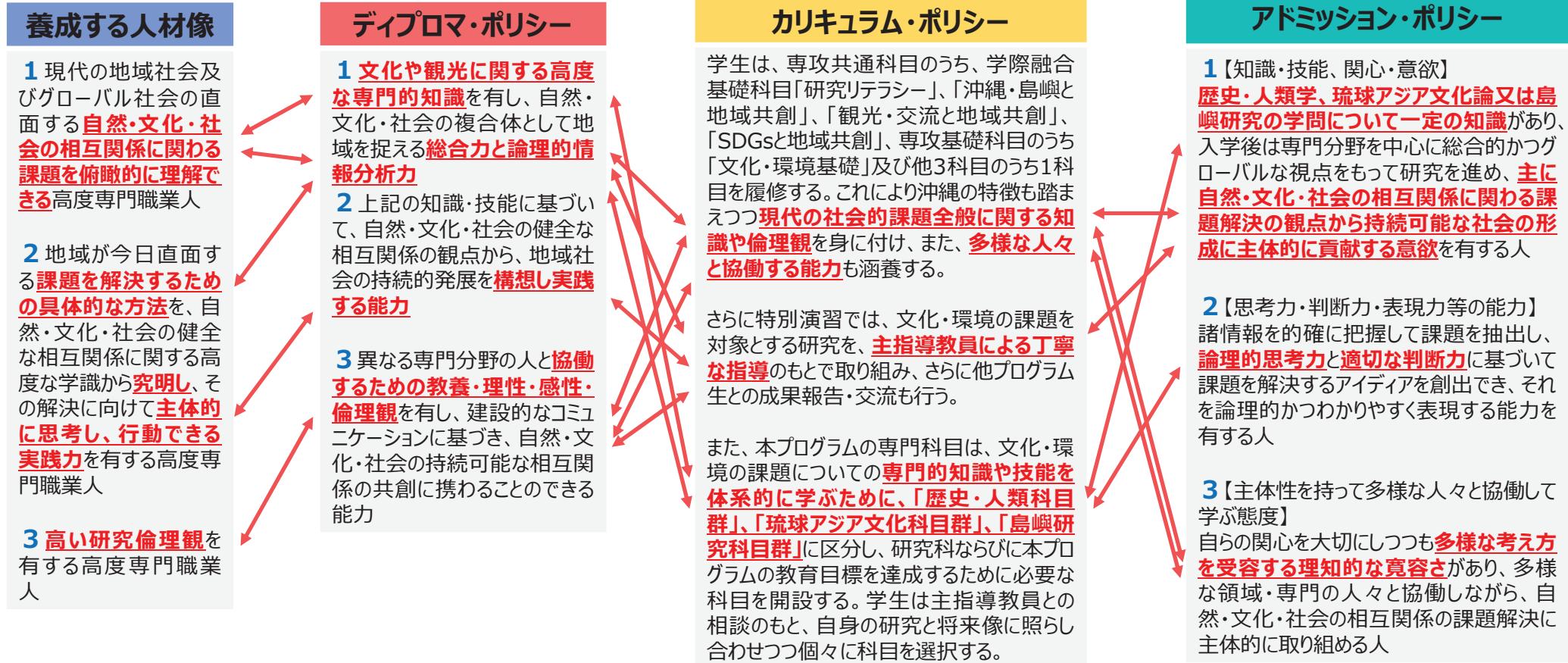
アドミッション・ポリシー

1【知識・技能、関心・意欲】
人間学、超域文化表象論又は言語コミュニケーション論の学問について一定の知識があり、入学後は専門分野を中心に総合的かつグローバルな視点をもって研究を進め、**主に言語・思想・文化に関わる課題解決の観点から持続可能な社会の形成に主体的に貢献する意欲**を有する人

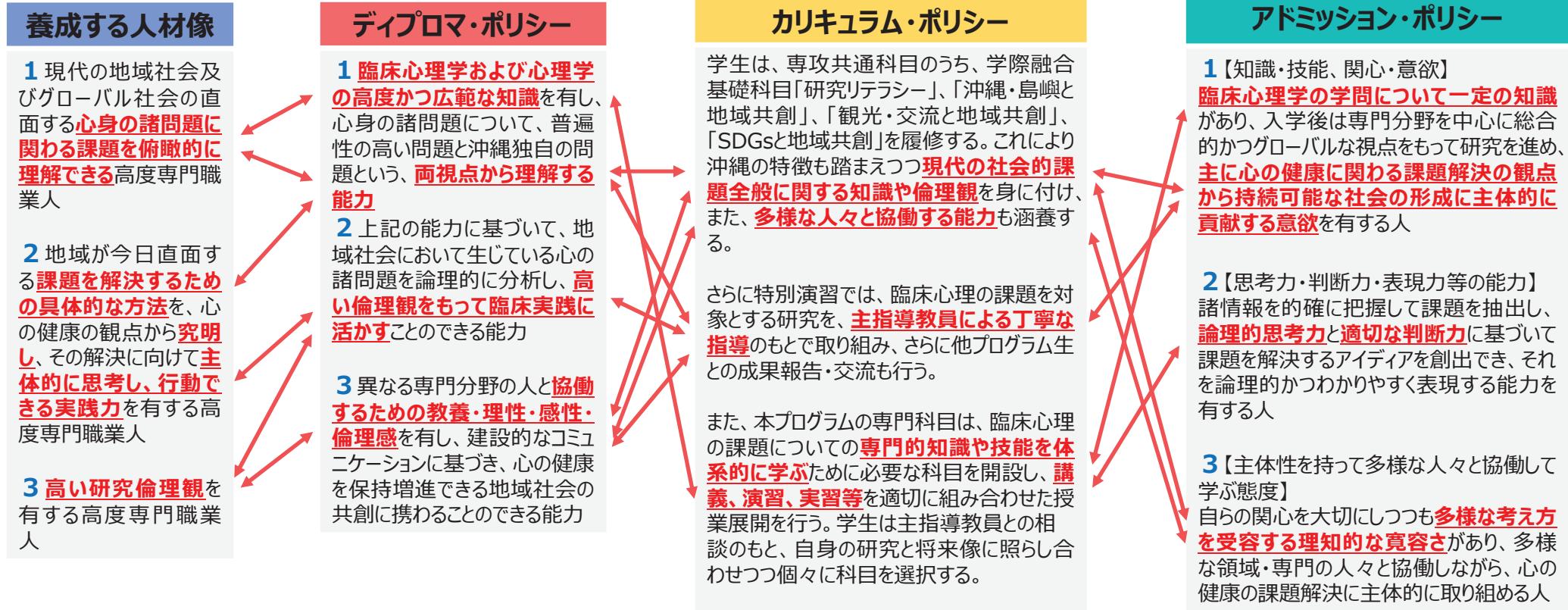
2【思考力・判断力・表現力等の能力】
諸情報を的確に把握して課題を抽出し、**論理的思考力と適切な判断力**に基づいて課題を解決するアイデアを創出でき、それを論理的かつわかりやすく表現する能力を有する人

3【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】
自らの関心を大切にしつつも**多様な考え方を受容する理知的な寛容さ**があり、多様な領域・専門の人々と協働しながら、言語・思想・文化とコミュニケーションの課題解決に主体的に取り組める人

言語表象プログラム



文化・環境プログラム



臨床心理プログラム

国立大学法人琉球大学職員就業規則

平成16年4月1日
制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。

以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の労働条件、給与、その他就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則で定める事項は、大学の自治とその公的責任との適正な均衡を確保しながら、自由で公正な真理の探究に基づく教育及び研究を本学において発展させるためのものであるから、学長、役員及び職員は、それを遵守することによって、高等教育機関に課せられた社会的使命を果たすように努めなければならない。

(適用範囲及び定義)

第2条 この規則は、本学に常時勤務する職員に適用する。ただし、非常勤職員、外国人研究員及び特命職員並びに及び第26条の規定により再雇用された職員の就業については、それぞれ別に定める国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則、国立大学法人琉球大学外国人研究員規程及び国立大学法人琉球大学特命職員就業規程並びに国立大学法人琉球大学常勤再雇用職員規程及び国立大学法人琉球大学短時間再雇用職員規程による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職 員 教員及び一般職員
- (2) 教 員 大学教員及び附属学校教員
- (3) 大 学 教 員 教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教、助手、特任教授、特任准教授及び特任講師
- (4) 附 属 学 校 教 員 校長、副校長、教頭、主幹教諭（児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を含む）、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (5) 一 般 職 員 事務職員、技術職員、学校栄養職員、医療職員、看護職員、教務職員及び技能職員

3 第1項の規定にかかわらず、外国人研究員、特命職員（パートタイム職員である特命職員を除く。）及び常勤再雇用職員の就業について、同項ただし書きに規定されたそれぞれの規程に定めのない事項については、本規則による。

(法令との関係)

第3条 職員の就業に関する事項については、労基法、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。），その他の法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

- 2 この規則と異なる労働条件を定める労働協約の適用を受ける職員については、規則の当該規定は適用せず、労働協約の定めるところによる。

(遵守遂行及び苦情・相談)

第4条 学長は、職員及び労働組合との対等な立場において労働条件を決定し、これを誠実に履行するものとする。

- 2 学長は、就業に伴う苦情・相談に適切に対応するための担当者を、総務部人事企画課及び職員課に置くものとする。
- 3 前項によりがたい事項については、労使委員会において、協議するものとする。

(適用除外)

第5条 労基法第41条第1項第2号の規定に定める管理監督の地位にある者については、本規則の定める労働時間、休憩、休日、時間外労働及び休日労働に関する規定は適用しない。

- 2 前項の管理監督の地位にある者の範囲は、学長が別に定める。

第2章 勤務

(勤務の基本原則)

第6条 職員は、大学における教育研究又は管理運営業務等に携わる者としての使命を自覚し、その職務を誠実に履行しなければならない。

- 2 教員（特任教授、特任准教授及び特任講師を除く。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める職務のほか、校務及び社会貢献活動に従事する。
- 3 特任教授、特任准教授及び特任講師は、主として教育に従事する。
- 4 一般職員は、上司の命を受け、本学が行う業務に伴う事務、技術及び健康管理の職務に従事する。

(職務従事義務)

第7条 職員は、労働協約、就業規則、労働契約、慣行又は関係法令により別段の取り扱いが認められている場合を除いては、その労働時間は職務に従事しなければならない。

(職務従事義務免除)

第8条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務従事義務を免除される。

- (1) 労働時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「均等法」という。）第12条の規定に基づき、労働時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- (3) 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和により勤務しないことを承認された期間
- (4) 均等法第13条の規定に基づき、休息又は補食のために勤務しないことを承認された期間
- (5) 労働時間内に研究集会に参加することを承認された期間
- 2 前項各号にかかる期間は、労働時間として取り扱う。

3 職務従事義務免除の承認手続き、その他必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学に勤務する職員の労働時間等に関する規程（以下「労働時間等に関する規程」という。）による。

（遵守事項）

第9条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たり法令及び就業規則を遵守すること
- (2) 職務上の権限を乱用しないこと
- (3) 職務上の地位を私のために利用しないこと
- (4) 本学の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと
- (5) 職務上知り得た真に法的に保護すべき重大な秘密等を他にもらさないこと

（職員の倫理）

第10条 職員は、教育、研究及び管理運営業務等を遂行するに当たって、社会的規範及び研究者規範を逸脱しないように常に倫理の維持及び向上に努めなければならない。

2 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学職員倫理規程による。

（ハラスメントの防止等）

第11条 職員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他（パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等）のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の人権侵害をいかなる形においても行ってはならず、常にこれらの防止等に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止等に関する必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策に関する規則による。

（兼業）

第12条 職員は、学長の許可を受けた場合には、他の業務に従事すること又は自ら営利企業を営むこと（以下「兼業」という。）ができる。

2 職員の兼業に関する必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学職員の兼業に関する規程による。

第3章 人 事

第1節 採用

（採用）

第13条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 教員の採用に関する必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学教員就業規程（以下「教員就業規程」という。）による。

3 一般職員の採用に関する必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学一般職員人事規程（以下「一般職員人事規程」という。）による。

（労働条件の明示）

第14条 学長は、職員の採用に際しては、採用をしようとする職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 給与（退職手当及び臨時に支払われる給与を除く）の決定、計算及び支払いの方法、給与の締め切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項
- (5) 退職に関する事項

2 次の事項については、文書を交付しない方法で通知するものとする。

- (1) 退職手当の定めが適用される職員の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに支払いの時期に関する事項
- (2) 臨時に支払われる給与（退職手当を除く）に関する事項
- (3) 職員に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- (4) 安全及び衛生に関する事項
- (5) 職業訓練に関する事項
- (6) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- (7) 表彰及び制裁に関する事項
- (8) 休職に関する事項

（提出書類）

第15条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を採用日から2週間以内に学長に提出しなければならない。ただし、人事交流により国の機関、他の国立大学法人、又はこれに準ずる機関の職員（以下「交流職員」という。）から引き続き本学の職員となった者については、第1号から第3号に定める書類の提出は要しないものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 卒業証明書等の資格に関する証明書
- (3) 住民票記載事項の証明書（外国籍の場合は、外国人登録証明書又はパスポートの写し）
- (4) 扶養親族等に関する書類
- (5) その他学長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、速やかに学長に届け出なければならない。

（試用期間）

第16条 職員として採用された者は、採用の日から3ヶ月の試用期間を設ける。ただし、交流職員から引き続き本学の職員となった者については、試用期間を短縮し、又は設けないことが

ある。

- 2 試用期間中に職員として、あるいは試用期間終了後正規の職員とするに学長が不適格と認めたときは、第30条ただし書きの規定により解雇することがある。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評 價

(勤務評定)

第17条 職員の勤務成績について、評定を実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教員の勤務評定については、別に定める教員就業規程による。

第3節 昇任及び降任

(昇任)

第18条 職員の昇任は選考による。

- 2 前項の選考は、その職員の勤務成績、その他の能力の評定に基づいて行う。
- 3 前2項の選考方法、手続き、その他必要な事項については、別に定める一般職員人事規程による。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教員の選考方法、手続き、その他必要な事項については、別に定める教員就業規程による。

(降任)

第19条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) その他、職務に必要な適性を欠く場合
- 2 前項各号に掲げる事項により降任する場合は、別に定める一般職員人事規程による。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、教員の降任に関する必要な事項については、別に定める教員就業規程による。

第4節 人事異動

(配置換、併任、出向、転籍及び定義)

第20条 職員は、業務上の必要により配置換、併任、出向、転籍又は担当業務以外の業務を命ぜられることがある。

- 2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
- 3 一般職員の配置換、併任、出向及び転籍については、別に定める一般職員人事規程による。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教員の異動等に関する必要な事項については、別に定める教員就業規程による。
- 5 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|--|
| (1) 配置換 | 本学内で、職員の職種や職務内容、又は労働場所のいずれか又は両方に
ついて、長期にわたって変更する人事異動のこと |
| (2) 併任 | 現在命ぜられている職種を保有させたまま、他の職種に命ずること |
| (3) 出向 | 出向元に在籍したまま、出向先の指揮命令を受け職務に従事すること |
| (4) 転籍 | 従前の使用者と合意により労働契約を解除し、転籍先の使用者と新たに
労働契約を締結して転籍先へ就職すること |

(クロスアポイントメント制度)

第20条の2 大学職員は、本学以外の他の機関（以下「他機関」という。）との協定に基づき、本学の大学職員及び他機関の職員の双方の身分を有しながら本学及び他機関の業務を行うこと（ただし、兼業によるものを除く。以下「クロスアポイントメント制度」という。）ができるものとする。

- 2 前項の規定の適用を受ける大学職員の就業については、この規則又は本学の他の規則等の規定にかかわらず、他機関との協定の規定が優先するものとする。
- 3 クロスアポイントメント制度の取扱いについて必要な事項は、別に定める「国立大学法人琉球大学クロスアポイントメント制度に関する規程」による。

(赴任)

第21条 赴任の命令を受けた職員は、その辞令を受けた日から、次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に新任地に赴任できないときは、新任地の上司の承認を得なければならない。

- (1) 住居移転を伴わない赴任の場合 即日
- (2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

第5節 休職

(休職)

第22条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることができます。

- (1) 心身の故障のため、病気休暇が引き続き3ヶ月（結核性疾患の場合は1年）を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- (3) 学校、研究所、病院その他学長が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (4) 学術に関する国及び特定独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは特定独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるもの
- (5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができない場合

- (6) 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
 - (7) 人事交流協定等に基づき出向する場合
 - (8) 労働組合業務に専ら従事することを許可された場合
 - (9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (10) その他特別の事由により休職することが適当と認められる場合
- 2 前項第1号から第8号により職員を休職にする場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。
- 3 休職期間中に休職事由が消滅したときは、元の職務に復帰させる。ただし、元の職務に復帰させることが困難であるか、又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。
- 4 試用期間中の職員については、第1項を適用しない。
- 5 職員の休職手続き、その他必要な事項については、別に定める教員就業規程及び国立大学法人琉球大学職員休職規程による。

第6節 退職及び解雇

(退職)

第23条 職員は、次の各号の一に該当した場合、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を届け出て学長から承認された場合
- (2) 定年に達した場合
- (3) 期間を定めて雇用され、その期間を満了した場合
- (4) 前条第1項第1号に定める休職の期間が満了し、配置換等を行っても、なお休職事由が消滅しない場合
- (5) 死亡した場合
- (6) その他の退職事由が発生した場合

(自己都合による退職手続)

第24条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の2週間前までに、学長に文書をもって届け出なければならない。

- 2 職員は、退職届を提出しても、退職するまでは本学の職員である。

(定年)

第25条 職員の定年は、満60歳とする。ただし、大学教員の定年は、満65歳とする。

- 2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、大学教員の定年の特例について、特に必要があると認められる場合は、別に定める教員就業規程による。

(定年後再雇用)

第26条 前条の規定により定年退職した一般職員について、1年を超えない範囲内で雇用の期間を定め、再雇用するものとする。ただし、再雇用の適用を除外する者を別に定めた場合には、

この限りではない。

- 2 前項の雇用の期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、その者の年齢が65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えて更新することはない。
- 3 定年後の再雇用に関する手続き、その他必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学常勤再雇用職員規程及び国立大学法人琉球大学短時間再雇用職員規程による。

(解雇)

第27条 学長は、職員が禁固以上の刑（執行猶予が付された場合を除く）に処せられた場合は、解雇する。

- 2 学長は、職員が次の各号の一に該当するに至った場合は、解雇することがある
 - (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められた場合
 - (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないと認められた場合
 - (3) 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治癒しない場合であって、職員が傷病補償年金を受けているとき又は受けたこととなった場合
 - (4) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められた場合
 - (5) 外部資金の受入終了、プロジェクト業務の完了等の事由により、従事している業務を終了せざるを得ない場合
 - (6) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合
- 3 学長は、第1項及び前項の各号のいずれかに基づいて教員を解雇しようとする場合には、別に定める教員就業規程に規定された手続きを遵守しなければならない。

(整理解雇)

第28条 学長は、大学の都合によりやむを得ない場合で、次の各号に掲げる基準を全て満たした場合には、職員を解雇することができる。

- (1) 人員整理を行う経営上の必要性が真に存在すること
- (2) 人員整理の手段としての解雇を回避する措置を講じること
- (3) 被解雇者の選定が、客観的で合理的な基準によりなされること
- (4) 被解雇者及び職員（非常勤職員を含む）の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては、職員の過半数を代表する者（以下「職員代表」という。）に対して事前に説明し、納得を得るように誠実に協議を行うこと
- 2 学長は、前項に基づいて教員を解雇しようとする場合には、別に定める教員就業規程に規定された手続きを遵守しなければならない。

(解雇制限)

第29条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労基法第81条の

規定によって打切補償を支払う場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性職員が労基法第 65 条の規定により休業する期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第30条 第27条又は第28条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前までに本人に予告をするか、又は平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合、又は所轄労働基準監督署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(退職証明書)

第31条 学長は、退職又は解雇された者が、退職証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が前条の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、学長は、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においては、学長は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。
- 3 証明書に記載する事項は次のとおりとする。
 - (1) 雇用期間
 - (2) 業務の種類
 - (3) その事業における地位
 - (4) 給与
 - (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）
- 4 証明書には、前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

(退職又は解雇後の責務)

第32条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た真に法的に保護すべき重大な職務上の秘密等を他に漏らしてはならない。

第4章 給与及び退職手当

(給与)

第33条 職員は、本給及び諸手当（以下「給与」という。）を支給される。

- 2 職員の給与について、その決定、計算、支払方法、その他必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学職員給与規程による。

(退職手当)

第34条 職員が退職した場合は、勤続年数及び退職事由に応じて退職金を支給する。

- 2 職員の退職手当について、その適用範囲、決定、計算、支払の方法、その他必要な事項につ

いては、別に定める国立大学法人琉球大学職員退職手当規程による。

第5章 所定労働時間、休日及び休暇

第1節 所定労働時間及び休日

(所定労働時間及び休日)

第35条 職員の所定労働時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分、1日について7時間45分とする。

2 始業及び終業の時刻並びに休憩時間は次の各号のとおりとする。ただし、学長は、業務運営の都合上、必要がある場合には、これを変更することができる。

- (1) 始業時刻 午前8時30分
- (2) 終業時刻 午後5時15分
- (3) 休憩時間 午後0時0分から午後1時0分

3 学長は、前項の休憩時間を一斉に与えなければならない。ただし、学長は、労基法第34条第2項の規定に基づき、職員代表と締結した労使協定の定めるところにより、一部の職員について前項第3号に定める休憩時間を変更することができる。

4 休日は、次の各号に掲げるとおりとし、日曜日（第40条の変形労働時間制の適用を受ける者にあっては、勤務割表において明示した日）を法定休日とし、法定休日以外を所定休日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）
- (4) その他特に指定する日

5 学長は、次の各号に掲げる業務に従事させるため、前項に規定する休日をあらかじめ振り替えることができる。ただし、裁量労働制を適用する職員は、除くものとする。

- (1) 大学入学共通テスト及び各種入学試験
- (2) 職員採用試験
- (3) 大学説明会
- (4) 大学祭
- (5) 公開講座
- (6) その他前各号に準ずる業務

6 職員の労働時間及び休日に関する必要な事項については、別に定める労働時間等に関する規程による。

(時間外労働・休日労働)

第36条 学長は、業務の都合上、前条の定めにかかわらず、労基法第36条の規定に基づき、職員代表と締結した労使協定の定めるところにより、時間外労働又は休日労働をさせることができる。

(時間外労働の休憩)

第37条 削除

(事業場外の労働)

第38条 職員が、出張その他通常の勤務場所を離れて勤務する場合において、労働時間を算定したいときは、所定労働時間勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(在宅勤務)

第38条の2 職員は、出産、育児、介護その他都合上必要があると認められる場合であって、学長の許可を受けた場合には、一定期間、通常の勤務場所を離れて当該職員の自宅又は学長が指定する自宅に準じる場所における勤務（以下「在宅勤務」という。）をすることができる。

2 職員の在宅勤務に関する必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学在宅勤務規程による。

(災害時の労働)

第39条 学長は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、労基法第33条の定めるところにより、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、その必要の限度において、第35条第1項に定める所定労働時間を延長し、又は同条第4項に定める休日に職員を労働させることができる。

(変形労働時間等)

第40条 学長は、第35条の規定にかかわらず、職員の全部又は特定の業務に従事する職員について、労基法第32条の2の規定に基づき、次の各号及び職員代表と締結した労使協定の定めるところにより、4週間単位の変形労働時間制を採用することができる。

- (1) 所定労働時間は、別に定める日を起算日として、4週間ごとに平均して、1週間38時間45分以内とする。
 - (2) 1日の所定労働時間は、第35条第1項に定めるところによる。
 - (3) 始業・終業時刻及び休憩時間は、第35条第2項に定めるところによる。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。
 - (4) 休日は、4週間を通じて8日以上とする。
 - (5) 勤務割表の作成は、原則として4週間ごとに行うものとする。
 - (6) 各人ごとの各日の始業・終業時刻、休憩時間及び休日は、勤務割表により各4週間の初日の7日前までに通知する。
 - (7) 業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前号の休日を同一期間内の他の労働日に振り替えることができる。
- 2 学長は、第35条第1項の規定にかかわらず、附属学校教員について、労基法第32条の4の規定に基づき、次の各号及び職員代表と締結した労使協定の定めるところにより、1年単位の変形労働時間制を採用することができる。

- (1) 当該協定の適用を受ける職員の1週間の所定労働時間は、対象期間を平均して1週間38時間45分以内とする。
 - (2) 始業・終業時刻及び休憩時間は労使協定の定めるところによる。ただし、業務都合その他やむを得ない事情により、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。
 - (3) 対象期間中における休日は、年間カレンダーによるものとし、これを事前に通知するものとする。
- 3 学長は、第35条第1項の規定にかかわらず、職員の全部又は特定の業務に従事する職員について、労基法第32条の4の規定に基づき、職員代表と締結した労使協定の定めるところにより、1年単位の変形労働時間制を採用することがある。
- 4 学長は、第35条第1項の規定にかかわらず、職員の全部又は特定の業務に従事する職員について、労基法第32条の3の規定に基づき、職員代表と締結した労使協定の定めるところにより、フレックスタイム制を採用することがある。
- 5 学長は、第35条第1項の規定にかかわらず、特定の業務に従事する職員について、労基法第38条の4の規定に基づき、賃金、労働時間、その他の本事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、学長に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会を設置した場合には、当該委員会が行った決議に従って、企画業務型の裁量労働制を採用することがある。
- 6 学長は、大学教員について、労基法第38条の3の規定に基づき、職員代表と締結した労使協定の定めるところにより、専門業務型の裁量労働制を採用することがある。

(妊娠婦である女性職員の保護)

- 第41条** 学長は、第36条又は第39条の規定にかかわらず、妊娠中の女性職員又は産後1年を経過しない女性職員（以下「妊娠婦である女性職員」という。）が申し出た場合は、時間外労働又は休日労働をさせてはならない。
- 2 学長は、前条第1項又は第2項の規定により、変形労働時間制を採用した場合であっても、妊娠婦である女性職員が申し出た場合は、法定労働時間を超える労働をさせてはならない。
 - 3 学長は、妊娠婦である女性職員が申し出た場合は、深夜業をさせてはならない。

第2節 休暇

(有給休暇の種類)

- 第42条** 職員は、有給休暇を取得することができる。有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇の日数等)

- 第43条** 職員は、年次有給休暇を取得することができる。
- 2 年次有給休暇は、1暦年（1月1日から12月31日まで）における休暇とする。
 - 3 年次有給休暇の付与日数は、1暦年につき20日とする。ただし、年の途中において新たに採用された職員及び当該年の中途において、任期が満了することにより退職することとなる職員又は交流職員から引き続き本学の職員となった者の年次有給休暇の付与日数については、別

に定める労働時間等に関する規程による。

- 4 年次有給休暇は、20日を限度として、当該年の翌年に限り繰り越すことができる。
- 5 前項の規定により繰り越された年次有給休暇がある職員から年次休有給暇取得の申し出があった場合には、繰り越された年次有給休暇から先に申し出があつたものとして取り扱う。

(年次有給休暇の付与単位)

第44条 年次有給休暇の付与は、1日を単位とする。ただし、特に職員が請求したときは、半日又は1時間を単位とすることができます。

- 2 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日数に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

(年次有給休暇の取得手続)

第45条 学長は、年次有給休暇を職員の指定した時季に付与しなければならない。ただし、職員の指定した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生じると認めた場合は、他の時季に付与することができる。

- 2 職員は、年次有給休暇を取得する場合は、学長に対し、時季をあらかじめ指定するものとする。ただし、やむを得ない事由によって、時季をあらかじめ指定することができなかつた場合は、事後速やかにその事由を付して年次有給休暇の取得を申し出なければならない。

(計画年次有給休暇制度)

第46条 学長は、第43条に規定する年次有給休暇のうち5日を越える日数については、職員代表との労使協定により年次有給休暇を取得する時季に関する定めをしたときは、その定めにより年次休暇を付与することができる。

(年次休暇の確実な取得)

第46条の2 第45条の規定にかかわらず、学長は第43条の規定により付与された年次休暇が10日以上である職員の年次有給休暇の日数のうち5日については、付与日（以下この条において「第1基準日」という。）から1年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1基準日から1年以内に第43条第3項の規定により10日以上の年次休暇が付与されるとき（以下この条において「第2基準日」という。）は、履行期間（第1基準日を始期として、第2基準日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この条において同じ。）の月数を12で除した数に5を乗じた日数（半日に満たない端数は、半日に切り上げる。）について、当該履行期間中に、その時季を指定することにより与えることとする。
- 3 学長は第2項の規定により年次有給休暇の時季を指定するにあたっては、あらかじめ、同項の規定により当該年次有給休暇を与えることを当該職員に明らかにした上で、その時季について当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重する。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第45条もしくは前条の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えられた年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合に

は、5日とする。) 分については、時季を定めることにより与えることを要しない。また、時季を指定した後に、当該指定日とは異なる日に、職員が第45条の規定による年次有給休暇を取得した場合には、学長は、職員の意見を聴取したうえで、当該取得した日数分についての時季指定を取り消すことができるものとする。

(病気休暇)

第47条 学長は、職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、労働しないことがやむを得ないと認められる場合は、その労働しない期間について病気休暇を付与する。

2 病気休暇の手続き、その他必要な事項については、別に定める労働時間等に関する規程による。

(特別休暇)

第48条 職員は、冠婚葬祭等につき、特別休暇を取得することができる。

2 女性職員は、生理日における労働が著しく困難である場合は、必要な期間について休暇を取得することができる。
3 特別休暇の種類、手続き、その他必要な事項については、別に定める労働時間等に関する規程による。

(育児休業等)

第49条 育児のために休業することを希望する職員であって、3歳に満たない子と同居し、養育する場合は、育児休業又は育児部分休業をすることができる。

2 育児休業又は育児部分休業の対象者、手続き、その他必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児・介護休業等に関する規程」という。)による。

(介護休業等)

第50条 要介護状態にある家族を介護する職員は、介護休業又は介護部分休業をすることができる。

2 介護休業又は介護部分休業の対象者、期間、手続き、その他必要な事項については、別に定める育児・介護休業等に関する規程による。

(自己啓発等休業)

第50条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発及び国際協力の機会を得ることを目的として、自発的に大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業を取得することができる。

2 自己啓発等休業の対象者、期間、手続き、その他必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学職員の自己啓発等休業に関する規程による。

(職員研修)

第51条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

2 学長は、職員の研修機会の提供に努めなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、教員の研修に関する必要な事項については、別に定める教員就業規程による。

第7章 賞 罰

(表彰)

第52条 次の各号の一に該当する職員は表彰を受ける。

- (1) 大学運営に多大の貢献があった者
- (2) 公共及び社会にとって有益な発明をした者
- (3) 学術上、優れた研究業績があった者
- (4) 教育実践上、特に功績があった者
- (5) 災害又は事故の際、特別な功労があった者
- (6) 永年勤続し、勤務成績の良好な者
- (7) その他特に他の職員の模範として推奨すべき実績があった者

2 前項第6号に定められた永年勤続者表彰に関する必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学永年勤続者表彰規程による。

(表彰の方法)

第53条 表彰は、表彰状を授与して行い、副賞を添えることがある。

(懲戒の事由)

第54条 学長は、職員に次の各号の一に該当する事由があるときは、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 正当な理由なしに無断でしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
- (2) 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき。
- (3) 本学の業務上重要な秘密を外部に漏洩して本学に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。
- (4) 正当な理由無く個人情報を収集し、又は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用したとき。
- (5) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供應を受けたとき。
- (6) 規則第7条及び第9条に規定する遵守事項に違反し、又は正当な理由なく、しばしば業務上の命令に従わなかったとき。
- (7) 悪質なハラスメント行為があったとき。
- (8) 重大な経歴詐称をしたとき。

- (9) 研究活動における不正行為があったとき。
- (10) 公的研究費の使用及び管理において、不正な行為があったとき。
- (11) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき。
- (12) 刑法その他刑罰法規の各規定に違反し、本学の名誉又は信用を著しく傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
- (13) 私生活上の非違行為や本学に対する誹謗中傷等によって本学の名誉又は信用を著しく傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
- (14) 懲戒事由に関わる事実について、虚偽又は悪意に基づく通報を行ったとき。
- (15) 不正又は非違行為に関わる調査を妨害する行為があったとき。
- (16) 前各号に準ずる不適切な行為があったとき。
- (17) この規則又は学長が定める諸規程に違反する行為があったとき。

(懲戒の種類)

第55条 前条に基づく懲戒処分の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 戒告 責任を確認させ、注意の喚起を促す。
- (2) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1を上限とし、その総額が一給与計算期間の給与総額の10分の1を上限として給与から減ずる。
- (3) 停職 12月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 降格 現在就いている職種より下位の職種へ就ける。
- (5) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告する。この場合において、7日以内にこれに応じない場合は、懲戒解雇する。
- (6) 懲戒解雇 即時に解雇する。

2 懲戒の手続き、その他必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学職員懲戒等規程（以下「懲戒等規程」という。）による。

(訓告等)

第56条 前条にかかる懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要がある場合は、訓告及び厳重注意を文書又は口頭により行う。

2 前項に規定する訓告等の手続き、その他必要な事項については、別に定める懲戒等規程による。

(損害賠償)

第57条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、第55条又は前条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させことがある。

第8章 安全衛生

(安全衛生管理責任)

第58条 学長は、職員の危険防止、健康増進及び快適な職場環境の形成のため必要な措置を講ずる。

2 前項のために必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学安全衛生管理規程（以下「安全衛生管理規程」という。）による。

(協力義務)

第59条 職員は、安全・衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生教育)

第60条 職員は、採用された際及び配置換等により作業内容を変更した際、又は特に必要が生じた場合には、学長が行う安全・衛生に関する教育、訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第61条 職員は、労働中に地震、火災、水害その他非常災害により業務を遂行することができない場合、又はその労働する建物若しくはその付近にこれらの災害が発生したことを知った場合は、自ら適切な措置を講ずるように努めるとともに、速やかに学長に指示を仰がなければならぬ。

2 職員は、前項に規定する場合以外であっても、業務の運営に重大な障害のあることを知った場合、又は虞があると認める場合は、速やかに学長へ報告する等適切な措置を講じなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第62条 職員は、安全及び衛生の確保のため次の事項を守らなければならない。

- (1) 安全及び衛生について法令及び学長の指示等を守り、実行すること
- (2) 常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、通路、避難口及び消火設備のある所に物品等を置かないこと
- (3) 機械設備工具等は、使用前に点検し、異常を認めたときは、速やかに修理等の措置を行うこと
- (4) 安全装置を取り外したり、その効力を失わせるようなことはしないこと
- (5) 作業に関し、保護具を使用し、又は防具を装着しなければならないときは、必ず使用し、又は装着すること
- (6) 職員は、安全の確保と保健衛生のために必要に応じて学長に進言し、その向上に努めること

(健康診断)

第63条 学長は、職員に対して、毎年定期に健康診断を行う。

2 前項のほか、必要に応じて全部又は一部の職員に対し、臨時にこれを行うことがある。

- 3 職員は、正当な事由なしに健康診断を拒んではならない。
- 4 学長は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合は、職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講ずる。
- 5 職員の健康診断についての手続き、その他必要な事項については、別に定める安全衛生管理規程による。

(妊娠である女性職員の健康保護)

第64条 学長は、妊娠である女性職員を、妊娠、出産、保育等に有害な業務に就かせてはならない。

- 2 学長は、妊娠である女性職員が請求した場合は、その業務を軽減し、又は他の軽易な業務に転換させなければならない。

(就業の禁止)

第65条 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、期間を定めて就業を禁止することがある。

- (1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者
 - (2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある者
 - (3) 前2号に準ずる者
- 2 職員は、前項各号により、就業の禁止を命じられた場合、その期間を病気休暇又は特別休暇によるものとする。

第9章 出張

(出張)

第66条 職員は、業務上必要がある場合は、出張することができる。

- 2 出張が終了したときは、その結果を遅滞なく所属長に報告しなければならない。
- 3 職員が業務上、出張する場合は、旅費を支給する。
- 4 出張に関する手続きは、別に定める国立大学法人琉球大学における出張に関する取扱要項によるものとし、旅費に関する計算等については、国立大学法人琉球大学旅費支給規程による。

第10章 福利・厚生

(宿舎利用基準)

第67条 職員は、本学の宿舎を利用することができる。

- 2 宿舎の利用に関する必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学職員宿舎規程による。

(共済)

第68条 職員は、国家公務員共済組合に加入する。

- 2 職員の福利厚生に関し必要な事項は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）の定めるところによる。

（レクリエーション）

第69条 学長は、職員のレクリエーションについて計画し、実施する。

（福利厚生施設の利用）

第70条 職員は、本学の所有する福利厚生施設を利用することができます。

2 職員は、福利厚生施設を利用するにあたり、その利用に関する規則、手続きが定められている場合には、それに従わなければならない。

第11章 災害補償

（業務上の災害補償）

第71条 職員の業務上の災害については、労基法第8章の規定及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の定めるところにより、各災害補償を行う。

（通勤途上の災害補償）

第72条 職員の通勤途上における災害については、労災保険法の定めるところにより、各災害補償を行う。

（法定外補償給付等）

第73条 職員が業務上又は通勤途上の負傷若しくは疾病による療養のため休業し、労災保険法による給付を受けるとき、必要と認められる事由がある場合は、労災保険法による給付以外に本学による法定外補償給付等を行う。

2 本学による法定外補償給付等の手続き、その他必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学労働者災害補償規程による。

第12章 雜則

第74条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関する必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月16日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 国立大学法人琉球大学外国人教師規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成18年5月23日）

この規則は、平成18年5月23日から施行する。

附 則（平成18年7月27日）

この規則は、平成18年7月27日から施行する。ただし、第66条第4項の改正規定については、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月27日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定については、平成18年4月1日から適用する。

（再雇用年齢上限の経過措置）

2 次の表の左欄に掲げる期間における第26条第2項の規定の適用については、同項中

「満65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢とする。

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	満63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	満64歳

附 則（平成20年3月28日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は平成20年11月1日から適用する。

附 則（平成22年3月30日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月6日）

この規則は、平成26年8月6日から施行する。

附 則（平成27年3月30日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月7日）

この規則は、平成27年5月7日から施行する。

附 則（平成27年7月2日）

この規則は、平成27年7月2日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日）

この規則は、平成29年3月22日から施行する。

附 則（平成31年2月28日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月16日）

この規則は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月26日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月18日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

履修モデル 公共社会プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「地域の社会的特色に鑑みた法・政治・社会・福祉等の公共システムにおける課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する社会・制度に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、公共的かつ平和的な秩序の維持と健全で福祉に満ちた親密圏の維持の観点から充実し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

	1年次				2年次				取得単位
	前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 沖縄・島嶼と地域共創 観光・交流と地域共創	1 1 1	SDGsと地域共創	1				4
	専攻基礎科目	公共社会基礎 言語表象基礎	1 1						2
	特別演習	地域共創特別演習 I	2	地域共創特別演習 II	2	地域共創特別演習 III	2	地域共創特別演習 IV	2 8
	共通選択科目								
専門科目	公共社会	行政法 A 国際関係史 A	2 2	行政法 B 国際関係史 B	2 2	身体運動科学特論 I	2	身体運動科学特論 II	2 12
	経済経営			地方財政論特論	2				2
	言語表象								

文化環境			島嶼環境経済論 A	2		2
臨床心理						
【修了要件】						単位数合計 30
<p>○大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、30 単位以上（必修科目 14 単位、選択科目 16 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGs と地域共創」（各 1 単位、計 4 単位）を履修すること。</p> <p>○専攻基礎科目（各 1 単位）より、公共社会プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修すること。</p> <p>○「地域共創特別演習 I 、 II 、 III 、 IV 」（各 2 単位、計 8 単位）を履修すること。</p> <p>○選択科目は、公共社会プログラムの専門科目から 12 単位以上（法科目群、政治・平和科目群、社会・社会福祉科目群からそれぞれ 2 単位以上）及び公共社会プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 4 単位以上、計 16 単位以上履修すること。</p>						

○特定課題コース

<p>【修了要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学院に2年（優れた業績を上げた者は1年）以上在学し、36 単位以上（必修科目14 単位、選択科目22 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGs と地域共創」（各1 単位、計4 単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各1 単位）より、公共社会プログラムから1科目、他プログラムから1科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習 I 、 II 、 III 、 IV 」（各2 単位、計8 単位）を履修すること。 ○選択科目は、公共社会プログラムの専門科目から16 単位以上（法科目群、政治・平和科目群、社会・社会福祉科目群からそれぞれ2 単位以上）及び公共社会プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から6 単位以上、計22 単位以上履修すること。 	単位数合計 36
--	--

履修モデル 経済経営プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「地域経済の特色を生かした産業振興のあり方に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する経済経営に関する課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、現在に至るまでの地域経済社会の変遷と国内外の経済社会の情勢から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

		1年次				2年次				取得単位
		前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 沖縄・島嶼と地域共創 観光・交流と地域共創	1 1 1	SDGsと地域共創	1					4
	専攻基礎科目	経済経営基礎 文化・環境基礎	1 1							2
	特別演習	地域共創特別演習 I	2	地域共創特別演習 II	2	地域共創特別演習 III	2	地域共創特別演習 IV	2	8
	共通選択科目									
専門科目	公共社会	行政法 A	2							2
	経済経営	財政学特論 ファイナンス論基礎	2 2	地方財政論特論 ファイナンス論応用	2 2	観光統計・経済論 I	2	観光統計・経済論 II	2	12
	言語表象					ボーダー文化論 I	2			2

○特定課題コース

<p>【修了要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学院に2年（優れた業績を上げた者は1年）以上在学し、36単位以上（必修科目14単位、選択科目22単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」（各1単位、計4単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各1単位）より、経済経営プログラムから1科目、他プログラムから1科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（各2単位、計8単位）を履修すること。 ○選択科目は、経済経営プログラムの専門科目から16単位以上（経済科目群、経営科目群、観光産業科目群からそれぞれ2単位以上）及び経済経営プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から6単位以上、計22単位以上履修すること。 	単位数合計 36
--	--

履修モデル 言語表象プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「人間主体の表現と論理的かつ円滑なコミュニケーションの実践に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する言語・思想・文化に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、人間存在に備わる普遍性の理解と高度な言語運用能力に裏打ちされたコミュニケーションに関する学識から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

		1年次				2年次				取得単位
		前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 沖縄・島嶼と地域共創 観光・交流と地域共創	1 1 1	SDGsと地域共創	1					4
	専攻基礎科目	言語表象基礎 文化・環境基礎	1 1							2
	特別演習	地域共創特別演習 I	2	地域共創特別演習 II	2	地域共創特別演習 III	2	地域共創特別演習 IV	2	8
	共通選択科目									
専門科目	公共社会			自治研究	2					2
	経済経営	国際経済政策特論	2							2

言語表象	理論哲学 A 音韻論 I	2 2	アメリカ研究 B 音韻論 II	2 2	比較方言学特講 A	2	比較方言学特講 B	2	12
文化環境									
臨床心理									

【修了要件】

○大学院に2年（優れた業績を上げた者は1年）以上在学し、30単位以上（必修科目14単位、選択科目16単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。

○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」（各1単位、計4単位）を履修すること。

○専攻基礎科目（各1単位）より、言語表象プログラムから1科目、他プログラムから1科目を履修すること。

○「地域共創特別演習I、II、III、IV」（各2単位、計8単位）を履修すること。

○選択科目は、言語表象プログラムの専門科目から12単位以上（人間学科目群、超域文化表象科目群、言語コミュニケーション科目群からそれぞれ2単位以上）及び言語表象プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から4単位以上、計16単位以上履修すること。

単位数合計
30

○特定課題コース

		1年次				2年次				取得単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 沖縄・島嶼と地域共創 観光・交流と地域共創	1 1 1	SDGsと地域共創	1					4
	専攻基礎科目	言語表象基礎 文化・環境基礎	1 1							2
	特別演習	地域共創特別演習I	2	地域共創特別演習II	2	地域共創特別演習III	2	地域共創特別演習IV	2	8
	共通選択科目									
専門科目	公共社会	観光地域社会学	2							2
	経済経営			環境経済学特論B	2					2
	言語表象	教育人間学・社会学 クリエイティブエリアスタディーズ	2 2	言語権・言語政策特論B ソーシャリーエンゲージドアート	2 2	環境文学I イギリス文学表象論I	2 2	環境文学II イギリス文学表象論II	2 2	16

	文化 環境			民俗学 A	2		2
	臨床 心理						
【修了要件】							
<p>○大学院に2年（優れた業績を上げた者は1年）以上在学し、36 単位以上（必修科目14 単位、選択科目22 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGs と地域共創」（各1 単位、計4 単位）を履修すること。</p> <p>○専攻基礎科目（各1 単位）より、言語表象プログラムから1 科目、他プログラムから1 科目を履修すること。</p> <p>○「地域共創特別演習 I、II、III、IV」（各2 単位、計8 単位）を履修すること。</p> <p>○選択科目は、言語表象プログラムの専門科目から16 単位以上（人間学科目群、超域文化表象科目群、言語コミュニケーション科目群からそれぞれ2 単位以上）及び言語表象プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から6 単位以上、計22 単位以上履修すること。</p>							
							単位数合計 36

履修モデル 文化・環境プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「琉球・沖縄を含む地域社会の地理、歴史、文化の継承と振興に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する自然・文化・社会の相互関係に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、自然・文化・社会の健全な相互関係に関する高度な学識から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

		1年次				2年次				取得単位
		前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 沖縄・島嶼と地域共創 観光・交流と地域共創	1 1 1	SDGsと地域共創	1					4
	専攻基礎科目	文化・環境基礎 経済経営基礎	1 1							2
	特別演習	地域共創特別演習Ⅰ	2	地域共創特別演習Ⅱ	2	地域共創特別演習Ⅲ	2	地域共創特別演習Ⅳ	2	8
	共通選択科目									
専門科目	公共社会	現代沖縄史	2							2
	経済経営									

言語表象				比較方言学特論 A	2			2
文化環境	民俗学 A 琉球方言学特論 A	2 2	民俗学 B 琉球方言学特論 B	2 2	島嶼人類学 I	2	島嶼人類学 II	2 12
臨床心理								
【修了要件】								
○大学院に2年（優れた業績を上げた者は1年）以上在学し、30単位以上（必修科目14単位、選択科目16単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」（各1単位、計4単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各1単位）より、文化・環境プログラムから1科目、他プログラムから1科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習I、II、III、IV」（各2単位、計8単位）を履修すること。 ○選択科目は、文化・環境プログラムの専門科目から12単位以上（歴史・人類科目群、琉球アジア文化科目群、島嶼研究科目群からそれぞれ2単位以上）及び文化・環境プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から4単位以上、計16単位以上履修すること。								単位数合計 30

○特定課題コース

		1年次				2年次				取得単位
		前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 沖縄・島嶼と地域共創 観光・交流と地域共創	1 1 1	SDGsと地域共創	1					4
	専攻基礎科目	文化・環境基礎 経済経営基礎	1 1							2
	特別演習	地域共創特別演習I	2	地域共創特別演習II	2	地域共創特別演習III	2	地域共創特別演習IV	2	8
	共通選択科目									
専門科目	公共社会	現代沖縄史	2							2
	経済経営					統計学特論	2			2
	言語表象					比較方言学特論A	2			2

	文化 環境	民俗学 A 琉球方言学特論 A 現地研究 I	2 2 2	民俗学 B 琉球方言学特論 B 現地研究 II	2 2 2	島嶼人類学 I	2	島嶼人類学 II	2	16
	臨床 心理									
【修了要件】										
○大学院に 2年 （優れた業績を上げた者は 1年 ）以上在学し、 36単位以上 （必修科目 14単位 、選択科目 22単位以上 ）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」（各 1単位 、計 4単位 ）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各 1単位 ）より、文化・環境プログラムから 1科目 、他プログラムから 1科目 を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（各 2単位 、計 8単位 ）を履修すること。 ○選択科目は、文化・環境プログラムの専門科目から 16単位以上 （歴史・人類科目群、琉球アジア文化科目群、島嶼研究科目群からそれぞれ 2単位以上 ）及び文化・環境プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6単位以上 、計 22単位以上 履修すること。										

履修モデル 臨床心理プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「地域の人々の心身の健康維持に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する心身の諸問題に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、心の健康の観点から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

※専門科目の○は必修科目、○は選択科目

		1年次				2年次				取得単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 沖縄・島嶼と地域共創 観光・交流と地域共創	1 1 1	SDGsと地域共創	1					4
	専攻基礎科目									
	特別演習	地域共創特別演習 I	2	地域共創特別演習 II	2	地域共創特別演習 III	2	地域共創特別演習 IV	2	8
	共通選択科目									

専門科目	臨床心理	◎臨床心理学特論 I		◎臨床心理学特論 II		◎臨床心理学実習 I (心理実践実習Ⅲ) (⑩-3)		◎臨床心理学実習 II		2 2 30
		◎臨床心理面接特論 I (⑦心理支援に関する理論と実践)	2	◎臨床心理面接特論 II	2	◎発達心理学特論 I (B)	2	◎発達心理学特論 II (B)	2	
		◎臨床心理査定演習 I (⑥心理アセスメントに関する理論と実践)	2	◎臨床心理査定演習 II	2	◎心の健康教育特論 (⑨心の健康教育に関する理論と支援の展開)	2			
		◎臨床心理学基礎実習 I	2	◎臨床心理学基礎実習 II	2					
		◎心理学研究法特論 (A)		◎心理学統計法特論 (A)						
【修了要件】										単位数合計 42
○大学院に2年（優れた業績を上げた者は1年）以上在学し、42単位以上（必修科目32単位、選択科目10単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「沖縄・島嶼と地域共創」、「観光・交流と地域共創」、「SDGsと地域共創」（各1単位、計4単位）を履修すること。 ○「地域共創特別演習I、II、III、IV」（各2単位、計8単位）を履修すること。 ○臨床心理プログラムの専門科目から、必修科目20単位、選択科目10単位以上履修すること。										

※臨床心理士及び公認心理師の受験資格の取得を目指す場合は、上記とは別に、所定の授業科目の履修が必要。

琉球大学研究者倫理規範

平成 25 年 10 月 22 日
教育研究評議会決定

大学は、人類が現在持っている知識の限界までを教授するとともに、その限界を超えるべく学生とともに研究を続ける教育研究機関である。人類の知識の限界を超える研究を行うためには、何ごとにもとらわれない思考と行動の自由が必要である。この自由は、社会が大学を信頼して大学に与えた権利である。したがって大学は、この社会の信頼に応え、自らを律する高度な倫理観をもって研究を遂行し、公共の福祉に貢献していることを、社会に示さなければならない。特に、研究活動とその成果が多大な影響を社会に及ぼす現代において、このことの重要性は大きい。

琉球大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究が社会から信頼と尊敬を得るよう、本学に所属する教員、技術職員、大学院生、学部学生など研究に携わるすべての者（以下「研究者」という。）が守るべき研究倫理指針と、研究者倫理を保持するための本学の責務をここに定めるものである。

1. 研究の基本

- (1) 研究者は、自らが生み出す知識や技術の質を担保する責任を果たすとともに、自らの専門知識等を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして環境の保全に貢献するという責任を果たさなければならない。
- (2) 研究者は、大学の研究活動が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、高潔な倫理観を持って社会の負託に応えなければならない。
- (3) 研究者は、各種の研究活動に関して定められている条約、関係法令、ガイドライン及び本学の関連規則等について熟知し、これを遵守しなければならない。

2. 研究情報の管理

- (1) 研究者は、研究成果の発表の基礎とした資料、情報、データ等は、適切な期間保存しなければならない。
- (2) 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

3. 人を直接対象とした研究

- (1) 人を直接対象とした研究並びに医療行為においては、個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。
- (2) 人を直接対象とした研究においては、関係法令、専門分野の倫理基準及び本学の

関連規則を遵守しなければならない。

4. 適正な研究の実施及び経費執行

- (1) 研究者は、研究費が国費や寄附金など公的資金により賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めなければならない。
- (2) 研究者は、国内外での研究の実施及び研究費の使用に当たっては、関係法令、本学の関連規則、当該研究費の使用にかかる契約及び規程等を遵守しなければならない。

5. 研究活動における利益相反

研究者は、自らの研究活動において、利益相反の発生に十分に注意し、利益相反による弊害が生じないよう努めなければならない。

6. 研究成果発表における倫理

- (1) 研究成果発表に際しては、存在しないデータを作成する捏造、研究の結果等を真正でないものに加工する改ざん、他者のデータや研究結果を適切な表示なく流用する盗用は絶対にこれをしてはならない。
- (2) 研究者は、研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現は、不正行為となりうるので、適切な引用、真摯な表現をしなければならない。
- (3) 研究者は、同じ研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に重複発表することや、論文著者を適正に公表しないなどオーサーシップの不適切な取扱いはこれをしてはならない。

7. 共同研究者としての責任

- (1) 共著者として名を連ねる者は、その論文に対して主要な貢献をなしていることが必要であり、その論文の内容に関して責任と説明義務を共有する。
- (2) 研究者は、共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の利用にあたつては明確な同意を得なければならない。

8. 公正な評価

- (1) 研究者は、他者の研究論文等の査読その他の業績評価を行うときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準及び審査要綱等に基づき、適切に評価しなければならない。
- (2) 研究者は、前項の評価の過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、正当な理由なく他者に漏らしたりしてはならない。

9. 研究者倫理を保持するための本学の責務

- (1) 本学は、研究者の研究者倫理意識を高揚し、研究不正を防止するため、必要な啓発、倫理教育を実施し、高等教育機関としての責任を果たす。
- (2) 本学は、この規範を実効あるものとするため、研究者の研究者倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じる。
- (3) 本学は、適切なオーサーシップを実現するための必要な措置を講じる。
- (4) 本学は、研究者倫理に関する危機管理システムおよび不正行為が発生した場合の対処法を整備し、実効あるものとするとともに、不斷の改善を図る。

附 則

この規範は、平成25年10月22日から施行する。

附 則（平成28年2月23日）

この規範は、平成28年2月23日から施行する。

琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

〔平成23年2月2日
制定〕

(目的)

第1条 この規程は、琉球大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動上の不正行為を防止し、研究活動上の不正行為が行われた場合、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学において研究に携わる役員、職員（非常勤を含む。）及び学生等をいう。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、本学研究者が研究活動（修学上行われる論文作成を含む。）を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでないことが根拠をもって明らかにされたものは、この限りでない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

3 この規程において「部局等」とは、運営推進組織、学部、研究科、大学附属研究施設、附属図書館、病院及び学内共同教育研究施設をいう。

4 この規程において「研究責任者」とは、研究代表者として研究を総括する立場にある者をいう。

5 この規程において「研究ノート」とは、研究者がデータやアイディア等を隨時記録するもので、研究成果の事後の検証を可能とするものをいう。

6 この規程において「悪意」とは、被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

7 この規程において、「資金配分機関」とは、文部科学省並びに独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、各府省庁及び地方自治体（各府省庁及び地方自治体から当該研究資金に係る委託を受けた機関を含む。）等をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究活動上の不正行為の防止等に努めなければならない。

(総括者及び総括者の責務)

第4条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、研究を担当する理事又は副学長（以下「担当理事等」という。）が総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合には、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応しなければならない。

(部局等の長の責務)

第5条 部局等の長は、当該部局等における研究活動上の不正行為の防止等を総括し、不正行為を防止するための適切な措置を講じるとともに、この規程に定める調査の実施に協力するなど適切に対処しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第5条の2 各部局等に、部局等内における研究活動上の不正行為の防止等を総括する研究倫理教育責任者を置き、原則として国立大学法人琉球大学予算規程第3条に規定する予算責任者をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局等に所属する研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。また、新たに研究活動を開始する研究者に対して適切な支援助言等がなされる環境整備（メンターの配置等）に努めるものとする。

3 研究倫理教育責任者は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、当該部局等の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育を実施しなければならない。

(研究責任者の責務)

第6条 研究責任者は、琉球大学研究者倫理規範（以下「倫理規範」という。），本規程及び関係法令等に従い、適切な研究活動を保持し、不正行為が起こらない健全な研究環境の形成に努めなければならない。

(研究者の責務)

第7条 研究者は、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、研究倫理教育責任者の指示に従うとともに、この規程に定める調査等に協力しなければならない。

3 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究責任者の遵守事項)

第8条 研究責任者は、健全な研究活動を保持し、かつ、研究不正が起こらない環境を形成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究チーム等において、研究経過報告、各種生データ、実験手続等の研究活動や研究成果に関し、適宜適切に確認すること。
- (2) 研究分担者、学生等で研究に携わる者に研究ノートの記載方法に関して指導を徹底するとともに、適切にそれを管理すること。
- (3) 研究ノートや各種生データ等を記録した紙・電子記録媒体、実験試料・試薬その他研究成果を検証するために必要な証拠は、論文・成果物の発表後も合理的な保存期間保持し、他の研究者等からの問い合わせ、調査照会などの際に開示できるようにすること。保存に関し必要な事項は、別に定める。
- (4) 論文等を共同で発表するときには、共著者等との間で役割及び責任の分担を明確にするとともに、共著等の承諾を確認し、適切な方法で管理すること。

(通報窓口)

第9条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報、告発及び相談（以下「通報等」という。）に対応する窓口は、琉球大学公益通報者保護規程第4条に規定する通報窓口（総務部総務課）とする。

(通報処理体制等の公表)

第10条 担当理事等は、通報窓口、通報等の方法その他必要な事項を、ホームページ等に公表する。

(通報等の方法)

第11条 通報等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を通報窓口に提出するものとする。

2 前項の書面は、顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者の氏名又はグループ等の名称
- (2) 研究活動上の不正行為の種類及び具体的な内容
- (3) 研究活動上の内容を不正とする科学的合理的な理由

(通報等への対応)

第11条の2 通報窓口は、前条第2項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示することができる。

- 2 通報窓口は、通報等があったときは、速やかに学長及び担当理事等に報告する。
- 3 通報窓口は、担当理事等と協議の上、適正な通報等であると判断した場合は、通報等を受け付けた旨を当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。

- 4 通報窓口は、担当理事等と協議の上、当該通報等が第2条に定める研究活動上の不正行為に該当しないと判断した場合、本学の調査において既に結論が出された事案と同一理由であると判断した場合及びその他通報窓口の適正な使用でないと判断した場合は、通報等を受け付けない旨を通報者に通知するものとする。
- 5 通報窓口は、第3項に規定する通報を受け付けた場合、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれるときは、当該機関に当該通報等を回付する。
- 6 通報窓口は、通報の意思を明示しない相談については、必要に応じて総合企画戦略部研究推進課の協力を得た上でその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。
- 7 前条に定めるもののほか、担当理事等は、報道、匿名による通報等があった場合又は学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合にも、前条第1項の通報等があったものとみなすことができる。
- 8 担当理事等は、研究活動上の不正行為が行われようとしている又は研究活動上の不正行為を求められているという通報等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うものとする。また、他機関に所属する者に警告を行った場合は、担当理事等は当該他機関に警告の内容等を通知する。

(通報等に係る事案の予備調査)

- 第12条 担当理事等は、前条第3項の規定により通報等を受け付けた場合、予備調査が必要であると認めたときは速やかに予備調査委員会を設置する。
- 2 担当理事等は、当該通報等を受け付けた日からおおむね30日以内に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。
 - (1) 当該通報等の対象となった研究活動上の不正行為が行われた可能性
 - (2) 前条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報等の対象となった研究活動上の不正行為との関連性・論理性
 - (3) 通報等の対象となった研究に関する研究ノートや各種生データ等を記録した紙・電子記録媒体、実験試料・試薬その他研究成果を検証するために必要な証拠が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か
 - (4) 次条の規定による本調査の要否
 - (5) 次条第8項の規定による措置に関する意見等
 - (6) その他必要と認める事項
- 3 予備調査委員会は、当該部局等の長(当該部局等の長が通報等の対象に含まれているときは、当該部局等の副学部長等)が指名する3名以上の学内外の委員をもって組織する。ただし、委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 予備調査委員会は、第1項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

6 担当理事等は、予備調査結果の報告を受けた場合、その内容について精査し、必要と認めるときは再度予備調査を行わせることができる。

(本調査)

第13条 担当理事等は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等の対象となった事案について、さらに本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを速やかに決定する。決定にあたり、必要と認めるときは、当該部局等以外の部局等の研究者で、当該通報等の対象となっている研究分野の研究者に対し、意見等を求めることができる。

2 担当理事等は、本調査を行うことを決定したときは、おおむね30日以内に、本調査を実施する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

3 担当理事等は、調査委員会を設置したときは、その旨を学長、通報者及び被通報者に通知する。

4 担当理事等は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。

5 担当理事等は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断したときは、通報者が所属する部局等又は他機関の長にその旨を通知する。

6 第4項の通知を受けた通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に理由を付して異議の申出をすることができる。ただし、同一理由による異議の申出を繰り返すことはできない。

7 前項の異議の申出があった場合、担当理事等は、その内容を審査し、必要と認めるときは、前条の予備調査について、予備調査委員会に再調査を求めることができる。

8 担当理事等は、本調査を行うことを決定したときは、第17条の調査結果あるいは第20条第2項の再調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対し当該通報等に係る研究活動を制限することができる。

(調査委員会)

第14条 調査委員会は、担当理事等が指名する5名以上の委員で組織する。ただし、委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

2 前項の委員には、当該部局等の長（ただし、当該部局等の長が通報等の対象に含まれているときは、当該部局等の副学部長等）及び本学の研究者以外の者を半数以上含めるものとする。

3 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができる。

4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

5 調査委員会は、当該事案に係る任務の終了をもって解散する。

(調査委員会設置の通知)

第15条 担当理事等は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に理由を付して異議申立をすることができる。
- 3 前項の異議申立があった場合、担当理事等はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立に係る委員を交代させる。
- 4 担当理事等は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(調査委員長)

第15条の2 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(調査等)

第16条 調査委員会は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、研究ノートや各種生データその他の試資料の精査及び関係者のヒアリングを行い、必要に応じ、被通報者に対して、試資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

- 2 調査委員会は、前項の本調査に際し、被通報者に対して、弁明の機会を与えその聴取とともに、再現性の実証実験等を行う必要があると認める場合は、担当理事等と協議の上、経費及び期間等合理的な範囲内において、調査委員会の指導・監督のもと、実証実験を実施させることができる。
- 3 被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを科学的な根拠を示して説明しなければならない。
- 4 調査委員会は、第1項の本調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該本調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の研究を本調査の対象とすることがある。
- 7 調査委員会は、第1項及び前項の本調査に当たって、証拠となる試資料等を保全する措置をとることができる。
- 8 本調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（通報者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲

外に漏洩することのないよう配慮する。

(調査結果の報告)

第17条 調査委員会は、本調査の開始後おおむね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、担当理事等に報告する。ただし、異議申立及び前条第2項の実験等で調査に時間を要した場合はこの限りでない。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か
- (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等、当該研究における役割及び不正行為の重大性
- (3) 通報等が悪意に基づくものであったか否か

(調査結果の通知)

第18条 担当理事等は、本調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。）（以下「被通報者等」という。）並びに学長、関係理事又は副学長及び当該部局等の長に通知するとともに、被通報者等に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

2 担当理事等は、調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部局等（他機関に所属する者であるときは、当該他機関）の長に通知する。

(不服申立)

第19条 第16条の本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者等又は当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、担当理事等に対し、不服申立をすることができる。ただし、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

2 担当理事等は、第1項に基づき通報者又は被通報者等から不服申立を受けたときは、その旨を学長、当該部局等の長及び通報者又は被通報者等に通知する。なお、通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

第20条 担当理事等は、前条第1項の不服申立を受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。この場合において、不服申立の趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、担当理事等は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

2 調査委員会は、前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調

査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに担当理事等に報告する。

- 3 担当理事等は、前項の審査の結果に基づき、再調査を行うことを決定したときは、その旨を被通報者等及び通報者に通知する。この場合、第17条の調査結果を覆すに足る試資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者等及び通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わない又は打ち切ることができる。
- 4 担当理事等は、第2項の審査の結果に基づき、再調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を被通報者等及び通報者に通知する。
- 5 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日からおおむね50日以内に、調査結果を担当理事等に報告する。
- 6 担当理事等は、再調査結果の通知を行う場合は、第18条の規定に準じて行うものとする。

第21条 第13条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立の審査に関し必要な事項は、担当理事等が定める。

(文部科学省等への通知等)

第22条 学長は、次に掲げるときは、文部科学省及び関係する資金配分機関に対し、その内容を通知する。

- (1) 第13条に定める本調査実施決定通知を受けたとき。
- (2) 第18条に定める調査結果の通知を受けたとき。
- (3) 第19条に定める不服申立通知を受けたとき。
- (4) 第20条に定める不服申立の却下及び再調査開始を決定したとき。
- (5) 第20条に定める再調査結果の通知を受けたとき。

2 学長は、文部科学省及び関係する資金配分機関から要求があるときは、調査委員会における本調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該調査に係る資料を提出し、又は閲覧させることができる。

(懲戒措置等)

第23条 学長は、第18条第1項又は第20条第6項の規定による調査結果の通知に基づき、被通報者等に研究活動上の不正行為があったと認めたときは、当該不正行為の重大性の程度に応じて、被通報者等の懲戒処分等の手続きを開始し、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 被通報者等に対する研究費の使用停止及び返還の命令
- (2) 被通報者等に対する関連論文の取下げ等の勧告
- (3) その他被通報者等の研究活動上の不正行為の排除及び本学の信頼性回復のために必要な措置

2 学長は、第18条第1項又は第20条第6項の規定による調査結果の通知に基づき、当該通

報等が悪意に基づく虚偽のものであったと認めたときは、通報者の所属及び氏名の公表並びに通報者に対する懲戒処分や刑事告発等の適切な措置を講じることができる。

- 3 第1項及び前項の懲戒処分等の手続きは、琉球大学学則に基づく学生の懲戒手続きに関する内規及び国立大学法人琉球大学職員就業規則に基づく国立大学法人琉球大学職員懲戒等規程を適用する。

(調査結果の公表等)

第24条 学長は、第18条1項又は第20条第6項の規定による調査結果の通知に基づき、重大な研究活動上の不正行為が行われたと認めたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると判断した場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、次の事項を公表することを原則とする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 担当理事等又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

- 2 学長は、調査結果の通知に基づき、研究活動上の不正行為が行われていないと認めたときは、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等の誤りが、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによらないものであった場合には、必要に応じて通報者、被通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

- 3 学長は、前2項の場合において、第17条の調査結果に基づく公表を行うときは、第19条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。

- 4 学長は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

- 5 学長は、調査事案が学外に漏洩した場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合には、必要に応じて、当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第25条 学長及び部局等の長は、通報等（通報等に関する相談を含む。）をしたことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長、担当理事等及び部局等の長は、単に通報等があったことをもって、当該通報等に係る被通報者等が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(秘密保持義務)

第26条 調査委員会の委員、通報窓口の担当者その他通報事案に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第27条 担当理事等、調査委員会の委員及び通報窓口の担当者は、自らが関係する第11条及び第11条の2による通報等の処理に関与してはならない。

2 担当理事等が前項の適用を受ける場合は、第4条（総括者）中「研究を担当する理事又は副学長」とあるのは「学長が指名する理事又は副学長」と読み替えるものとする。

(研究費の取扱)

第27条の2 学長は、第11条の2第2項の報告を受けてから、当該部局等の長と協議の上、当該通報等の対象となる事案に係る研究費の使用の停止及び競争的資金の申請を制限することができる。

2 学長は、第18条第1項の本調査結果の通知又は第20条第6項の再調査結果の通知に基づき、被通報者等に研究活動上の不正行為がなかったと認めるときは、前項の研究費の使用停止を解除するものとする。ただし、資金配分機関が調査中である場合には、この限りではない。

(事務)

第28条 この規程に関する事務は、総合企画戦略部研究推進課が行う。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当理事等が定める。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年2月2日から施行する。

附 則（平成24年1月24日）

この規程は、平成24年1月24日から施行する。

附 則（平成25年6月25日）

この規程は、平成25年6月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月22日）

この規程は、平成25年10月22日から施行する。

附 則（平成26年8月28日）

この規程は、平成26年8月28日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成27年3月24日）

1 この規程は、平成27年3月24日から施行する。

2 この改正施行前に、通報等を受けた事案については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月23日）

この規程は、平成28年2月23日から施行する。

附 則（平成29年5月15日）

この規程は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月24日）

この規程は、平成30年4月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月13日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

琉球大学における人を対象とする研究に関する倫理規則

平成29年10月11日
制定

(目的)

第1条 この規則は、人を対象とする研究に関し琉球大学（以下「本学」という。）の研究者等が遵守すべき事項を定めることにより、人を対象とする研究について、個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報の保護を図るとともに、倫理的観点及び社会的かつ科学的観点から適切に実施されるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「人を対象とする研究」とは、観察、調査及び実験といった方法を用いて、個人又は集団を直接の対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データ等（以下「情報等」という。）を収集して行う研究をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）法律の規定に基づき実施される調査

（2）個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報の保護の観点から問題がない研究

（3）既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な情報等を利用する研究

（4）琉球大学人を対象とする医学系研究倫理審査規則の対象となる研究

（5）琉球大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理規則の対象となる研究

2 この規則において「研究責任者」とは、本学に所属する教員（非常勤教員を含む。）であって、人を対象とする研究の計画及び実施について、その責任を負う者をいう。ただし、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者が研究実施者となる場合には、その課題について当該研究員等を指導する教員又は当該研究員の受入研究者をいう。

3 この規則において「研究実施者」とは、本学に所属する教員、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者であって、人を対象とする研究を計画及び実施する者（自ら研究を実施する研究責任者を含む。以下同じ。）をいう。ただし、研究の遂行上必要な場合に限り、学外の研究者等を研究実施者とすることができます。

4 この規則において「研究対象者」とは、人を対象とする研究において、個人又は集団等の情報等を提供する者をいう。

5 この規則において「代諾者」とは、研究対象者が情報等の提供に同意する能力を欠くと判断される場合に、研究対象者に代わって、その意思及び利益を代弁することができると認められる者をいう。

6 この規則において「部局」とは、国立大学法人琉球大学組織規則に定める運営推進組織及び教育研究等組織をいう。

7 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における人を対象とする研究の実施に関する業務を総括し、最終的な責任を負う。

(部局長の責務)

第4条 部局長は、当該部局に所属する研究者が、研究計画に従って適正に研究を実施するよう、必要な管理及び監督を行わなければならない。

(研究の基本)

第5条 研究責任者及び研究実施者は、琉球大学研究者倫理規範に基づき、個人の尊厳及び人権を尊重し、社会的及び科学的に妥当な方法及び手段で、研究を遂行しなければならない。

- 2 研究責任者及び研究実施者は、情報等の収集を行う場合は、安全かつ安心な方法で行い、研究対象者の身体的及び精神的負担を最小限にするように努めなければならない。
- 3 研究責任者及び研究実施者は、必要に応じて、専門家の助言の下に研究を行うものとする。
- 4 研究責任者及び研究実施者は、研究を実施する際には、その氏名を明示し、責任の所在を明らかにしなければならない。
- 5 研究責任者及び研究実施者は、研究の実施に当たっては、この規則に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。
- 6 研究責任者及び研究実施者は、研究の結果を公表するときは、研究対象者を特定することができないようにしなければならない。ただし、研究対象者又は代諾者の同意があり、第11条の委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 7 研究責任者及び研究実施者は、人を対象とする研究を適正に実施するため、研究倫理教育を受けなければならない。
- 8 研究責任者は、研究実施者が第1項から前項までの規定を遵守するよう、常に研究の計画及び実施状況を把握し、研究実施者を監督するとともに、研究に係る公への説明責任を適切に果たさなければならない。

(研究対象者への説明責任)

第6条 研究実施者は、情報等を収集するときは、研究対象者、代諾者及び説明を受けるべき関係者に対して、研究目的、研究成果の発表方法、研究計画等について分かりやすく説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、研究実施者は、情報等の収集が研究対象者の身体的又は精神的負担を伴うことが予見されるときは、当該負担の内容、程度等を分かりやすく説明しなければならない。
- 3 第1項の場合において、研究実施者は、研究対象者及び代諾者が隨時不利益を受けることなく同意を撤回し研究協力を中止する権利があることを説明しなければならない。なお、撤回に応じた措置を講じることが困難となる場合がある場合は、その旨及びその理由を説明しなければならない。
- 4 研究実施者は、事前に研究方法等についての説明を一部行うことができない正当な理由がある場合は、研究対象者及び代諾者の了解を得るように努めなければならない。この場合においては、情報等を収集した後、速やかに全部の説明を行わなければならない。

(研究対象者の同意)

第7条 研究実施者は、情報等を収集するときは、原則として、あらかじめ研究対象者及び代諾者の同意を得なければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で、第11条の委員会が認めるときは、情報等の収集後に同意を得ることとする。

- 2 前項の同意の内容には、情報等の取扱い及び研究成果の発表の方法等に関する事項を含むものとする。

(第三者への収集の委託)

第8条 研究実施者は、第三者に委託して情報等を収集する場合は、受託者がこの規則において研究実施者の果たすべき措置を適切に講ずるよう、必要な契約を締結しなければならない。

2 研究実施者は、必要がある場合は、情報等の収集を第三者に委託する旨を研究対象者及び代諾者に説明しなければならない。

(外部からの情報等の入手)

第9条 研究実施者は、本学以外に所属する者から情報等を入手する場合は、関係法令等に違反して作成されたものでないことを確認しなければならない。

(情報等の管理)

第10条 研究で扱う情報等に個人情報が含まれる場合には、国立大学法人琉球大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に従って情報等を管理するものとする。

2 情報等の利用は、研究対象者及び代諾者の同意を得た利用目的以外の目的のために利用してはならない。ただし、同意を得ることができない場合には、第11条の委員会の承認を得なければならない。

3 研究実施者が、情報等を本学以外に所属する者に提供する場合は、研究対象者及び代諾者の同意を得なければならない。ただし、同意を得ることができない場合には、第11条の委員会の承認を得なければならない。

4 研究実施者は、研究対象者から個人情報の開示を求められたときは、原則としてこれを開示しなければならない。

5 研究実施者は、同意書を含め当該研究で得た情報等を研究成果公表後5年間保存しなければならない。この場合において、当該研究分野の特性に応じ、保存期間を延長することができる。

6 研究実施者は、研究対象者及び代諾者が同意を撤回したときは、原則として当該情報等を廃棄しなければならない。

7 研究実施者が、情報等の加工、分析又は廃棄を第三者に委託する場合は、受託者がこの規則において研究実施者の果たすべき措置を適切に講ずるよう、必要な契約を締結しなければならない。

(倫理審査委員会の設置)

第11条 本学に、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第12条 委員会は、本学における人を対象とする研究の実施又は研究計画の変更の適否等について、倫理的観点及び社会的かつ科学的観点から審査を行う。

2 委員会は、研究について、研究計画の変更、中止等が必要であると判断する場合には、学長に対して意見を述べることができる。

3 学長に対する第1項の審査結果の報告及び第2項の意見は、書面により行うものとする。

(組織)

第13条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、第1号の委員は、第2号の委員を兼ねることができる。

(1) 学長が指名する本学の教員 4名以上

- (2) 法律の専門家及び倫理の専門家 各1名以上
 - (3) 一般の立場の者 2名以上
- 2 委員のうち3名以上は、本学に所属しない者（以下「学外委員」という。）とする。
ただし、その確保が困難な場合には、学外委員を少なくとも複数とする。
- 3 委員会は、男女両性で構成するものとする。
- 4 委員は、学長が任命し、又は委嘱する。

（任期）

第14条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

- 第15条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者とする。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

（レビューアー）

- 第16条 委員会は、専門の事項を調査・検討するため、レビューアーを置くことができる。
- 2 委員長は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちからレビューアーを指名する。
 - 3 レビューアーは、調査・検討を終えたときは、その結果を委員会に報告するものとする。
 - 4 レビューアーは、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（議事）

- 第17条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ学外委員が1名以上出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 委員会は、出席委員全員の合意により、次の各号のいずれかに該当する判定を行う。
- (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 不承認
 - (4) 変更の勧告
 - (5) 中止の勧告
 - (6) 非該当
- 3 委員は、自己の申請に係る審査に参加することができない。ただし、当該研究計画の科学的見解等について説明することはできるものとする。
- 4 委員会が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明させ、又は意見を聞くことができる。

（組織に関する事項及び議事要旨の公開）

- 第18条 委員会は、委員会の構成並びに議事の内容を公開するものとする。ただし、公開することによって、研究対象者の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護に支障が生ずるおそれがある部分は非公開とすることができます。
- 2 前項の規定による公開は、琉球大学公式ホームページに掲載すること等により行うものとする。

(秘密を守る義務)

第 19 条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第 20 条 委員会の庶務は、総合企画戦略部研究推進課において処理する。

(審査の申請)

第 21 条 研究責任者は、人を対象とする研究を実施しようとするとき又は既に承認された研究について研究計画を変更しようとするときは、あらかじめ、人を対象とする研究倫理審査申請書（別紙様式第 1 号）により、所属する部局長を通じて、委員会に承認を得なければならない。ただし、第 11 条に規定する委員会が認めた場合はこの限りでない。

(迅速審査手続)

第 22 条 委員長は、次に掲げる事項については、指名した委員又はレビューアー（以下「迅速審査委員」という。）により構成される委員会（以下「迅速審査小委員会」という。）に審査（以下「迅速審査」という。）を行わせることができるものとする。

（1）研究計画の軽微な変更の適否

（2）既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究の実施の適否

（3）共同研究であって、主たる共同研究機関において実施について承認を受けた研究計画に基づく研究の実施の適否

（4）前各号に掲げるもののほか、個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報の保護の観点から適当と認められる研究の実施の適否

2 迅速審査小委員会は、審査結果について、迅速審査委員以外の委員に報告するものとする。

3 前項の規定により報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について委員会において改めて審査することを求めることができる。この場合において、委員長は、委員の請求が適当であると認めたときは、速やかに委員会を招集し、当該事項について審査を行わなければならない。

(研究実施の適否等の決定)

第 23 条 学長は、委員会の審査結果を踏まえて、速やかに当該人を対象とした研究の実施等の適否を決定し、人を対象とした研究倫理審査結果通知書（別紙様式第 2 号）により、部局長を通じて、研究責任者に通知しなければならない。

(異議の申立)

第 24 条 研究責任者は、前条の規定による決定に対して異議がある場合には、1回に限り、同条の規定による通知があった日から 14 日以内に、部局長を通じて、学長に対し再度の審査を申請することができる。この場合において、申請書類には異議を申し立てる文書及び異議の根拠となる資料を添付するものとする。

2 学長は、前項の規定による再審査の申請があったときは、速やかに委員会に諮問するものとする。

3 委員長は、前項の規定による諮問があった場合は、速やかに委員会を招集し、審査を行うものとする。この場合においては、必要に応じて、レビューアー（当該事項につい

てレビュアーを務めていた者を含む。) を指名して調査・検討を行わせるものとする。

4 委員会は、再審査の判定結果を書面により速やかに学長に答申するものとする。

5 学長は、前項の答申を踏まえて、研究の実施等の適否を決定し、人を対象とした研究倫理審査結果通知書(別紙様式第2号)により、部局長を通じて、研究責任者に通知しなければならない。

(終了報告及びみなし終了)

第25条 研究責任者は、人を対象とする研究の終了後遅滞なく、部局長を通じて、人を対象とする研究実施状況・終了報告書(別紙様式第3号)により、研究結果の概要を委員会に報告しなければならない。

2 研究責任者が退職した場合は、その退職日をもって当該研究が終了したものとみなす。

(状況報告)

第26条 研究責任者は、研究期間が5年を越える場合には、人を対象とする研究実施状況・終了報告書(別紙様式第3号)を、部局長を通じて委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出時期は、委員会が承認した人を対象とする研究計画書に記載した時期とする。

3 研究責任者は、研究対象者に危険又は不利益が生じたときは、直ちに部局長を通じて委員会に報告しなければならない。

4 委員会は、研究責任者から第1項又は前項の規定により報告を受けたときは、学長に対し、当該研究計画の変更又は研究の中止の決定その他の必要な措置を講ずるよう意見を述べることができる。

5 前項に規定する場合において、学長は、委員会の意見を踏まえて、当該研究計画の変更又は研究の中止の決定その他の必要な措置を講じなければならない。

(審査記録の保存期間)

第27条 審査に関する書類の保存期間は、法令等に定めがある場合を除き、5年とする。

2 保存期間は、当該研究が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。

3 保存期間が満了した書類について、さらに保存する必要があると認めるときは、保存期間を延長することができる。

(教育の実施)

第28条 学長は、研究責任者及び研究実施者に対し、研究を実施する前に、この規則のほか、研究における倫理面に関する国内外の関連法令等必要と認める事項について教育を行わなければならない。

(個人情報に関する事項の公表)

第29条 学長は、人を対象とする研究に係る保有個人情報に関し、次に掲げる事項について、研究対象者及び代諾者が容易に知り得る状態(研究対象者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

(1) 当該研究を行う機関の名称

(2) 利用目的

(3) 利用目的の通知、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止等に関し、研究対象者等からの求めに応じる手続

(4) 取扱いに関する苦情の申出先

(開示の求め及び苦情等の窓口)

第 30 条 学長は、研究対象者及び代諾者からの開示の求め、苦情等に適切に対応するため、窓口を設置する。

2 前項の窓口は、総合企画戦略部研究推進課とする。

(盜難及び紛失時の措置)

第 31 条 人を対象とする研究により収集された情報等の盗難又は紛失を発見した者は、直ちに、部局長を通じて、学長及び研究責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた学長及び研究責任者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。必要なときは、委員会又は委員会の指名する関係者の協力を求めることができる。

(事故及び災害時の措置)

第 32 条 研究責任者及び研究実施者は、研究対象者の研究参加に際して、事故若しくは災害の発生又はそのおそれのあるときは、直ちに、適切な措置を講じなければならない。

2 研究責任者及び研究実施者は、前項に規定する場合においては、部局長を通じて、学長に報告しなければならない。

(雑則)

第 33 条 この規則に定めるもののほか、人を対象とする研究の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

(改廃)

第 34 条 この規則の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 10 月 11 日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、第 14 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 30 日）

この規則は、令和 3 年 4 月 30 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(様式 1)

部局長印

人を対象とする研究倫理審査申請書

年　　月　　日

琉球大学長 殿

申請者（研究責任者）

所属・職名

氏名 _____ 印

琉球大学人を対象とする研究倫理規則第4条に基づき、下記の通り申請します。

1	研究課題名
2	研究組織(申請する研究に携わる研究責任者、研究実施者について、所属、職名(学年も含む)、氏名、研究 倫理 教育受講の有無を記載) 研究責任者 氏名： 所属： 職名： 研究倫理教育受講の有無： 研究実施者 氏名： 所属： 職名： 研究倫理教育受講の有無：
3	研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日
4	研究の意義：
5	研究の目的：
6	研究対象者：
7	研究の方法：
8	予測される結果及び研究対象者の負担（例 調査票への記載、長期間の追跡、心理的ストレス等）：
9	個人情報保護の方法（データ等を匿名化する場合はその方法、匿名化しない場合はその取扱い方法、破棄 の方法を含む）

10	取得したデータ等の管理方法（取得したデータ等の種類を含む）
11	他の機関（委託先を含む）へのデータ等提供の有無（該当するものを○で囲むこと） a. 有（提供先、データ等を匿名化する場合はその方法、匿名化しない場合はその取扱い方法を記載） b. 無
12	研究結果の公表方法
13	調査対象者からの同意取得方法について、該当する項目を以下から一つ以上選び○で囲むこと。 ※原則として書面で同意を得るものとするが、それ以外の同意取得方法による場合はその理由を以下に記すこと。 a. 書面による同意を得る（当該文書を添付すること） b. 口頭による同意を得て、同意内容を記録する（口頭で説明する内容および記録する項目を文書で添付すること） c. アンケート用紙の提出を以て同意とみなす（アンケート用紙及び説明文書を添付すること） d. オプトアウトによる（その方法を以下から一つ以上選び○で囲むこと） ※オプトアウト：対象者に研究に関する情報を通知・公開し、対象者が自らの情報等の利用について拒否できる機会を保障すること ア. 説明するための文書を配付する（当該文書を添付すること） イ. インターネット上で説明する（説明内容がわかる資料を添付すること） ウ. 掲示する（掲示場所を記載し、説明内容がわかる資料を添付すること） エ. その他（具体的に記載し、その内容がわかる資料を添付すること） e. 包括同意取得済み（その内容がわかる資料を提出すること） 書面による同意によらない場合の理由 ：
14	代諾者の有無（該当するものを○で囲むこと。） a. 有（代諾者として想定する者： ） b. 無
15	実施状況報告書の提出時期（研究期間が5年を越える場合） 年 月頃
16	審査にあたり留意すべき点等(任意記入)

(注)

1. 必要に応じて行を増やしてください。
2. 研究実施者が複数の部局に及ぶ場合は、「部局長印」は、関係するすべての部局長の押印が必要です。
3. 研究計画の変更の伴い申請する際は、変更点がわかるよう記載してください。

人を対象とした研究倫理審査委員会委員長 殿

上記のとおり審査を諮詢いたします。

琉球大学長（公印省略）

(様式2)

年 月 日

琉球大学長殿

人を対象とした研究倫理審査委員会委員長

人を対象とする研究倫理審査結果通知書

受付番号 :

承認番号 :

研究課題名 :

研究責任者 :

年 月 日付けで申請のあった上記研究課題に係る人を対象とする研究計画について、琉球大学人を対象とする研究倫理審査委員会の審査結果を下記のとおり答申します。

記

【判定】	承認	条件付承認	不承認
【理由又は勧告】	変更の勧告	中止の勧告	非該当

申請者の所属部局長 殿
申請者 殿

申請のあった審査申請について、上記のとおり判定されたので通知いたします。

琉球大学長

印

(様式3)

部局長印

人を対象とする研究実施状況・終了報告書

年 月 日

琉球大学長 殿

報告者（研究責任者）
所属・職名
氏名 印

琉球大学人を対象とする研究倫理規則第 25 条又は第 26 条に基づき、下記のとおり報告します。

1. 研究課題名

2. 承認番号

3. 研究の進捗状況
(研究期間、研究計画の達成状況等)

4. 研究成果の公表状況（予定を含む）

5. 研究で収集した情報等の取扱い状態（保管状態等）

6. 保管期間の終了にあたっての情報等の破棄の方法

(注)

1. 必要に応じて行を増やしてください。
2. 研究実施者が複数の部局に及ぶ場合は、「部局長印」は、関係するすべての部局長の押印が必要です。
3. 研究期間が 5 年を超える場合には実施状況報告を、研究の終了後は遅滞なく終了報告を提出してください。

1 (書類等の題名)

大学院生研究室（見取図）（【資料 7】）

2 (出典)

琉球大学施設マネジメントシステム（施設運営部）

3 (引用範囲)

棟別平面図（文系総合研究棟）

4 (その他の説明)

地域共創専攻の大学院生が主に使用する研究室を示すため、平面図上で該当の室を赤で色づけした。

なお、本資料は、本学の校舎内の図面であるため、公開しないものとする。

時間割例（公認心理師コース）

M1前期

	月	火	水	木	金
1		地域共創特別演習I		臨床心理学特論 I	
2		臨床心理面接特論 I（心理支援に関する理論と実践）			
3		精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）		障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	
4		臨床心理学基礎実習 I		心理学研究法特論	
5		グループアプローチ特論I（家族関係・集団・地域社会における理論と支援の展開）		社会心理学特論	
6				臨床心理査定演習 I（心理アセスメントに関する理論と実践）	

集中講義
心理実践実習 I

M1後期

	月	火	水	木	金
1		地域共創特別演習II		臨床心理学特論 II	
2		臨床心理面接特論 II			
3					
4		臨床心理学基礎実習 II		臨床心理査定演習 II	
5					
6					

集中講義
心理実践実習 II

M2前期

	月	火	水	木	金
1					
2		地域共創特別演習III		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	
3				学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	
4		心理実践実習III/臨床心理学実習		心の健康教育特論（心の健康教育に関する理論と支援の展開）	
5					

M2後期

	月	火	水	木	金
1					
2		地域共創特別演習IV			
3				認知行動療法特論	
4		臨床心理学実習 II			
5					
6		産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）			

集中講義
心理実践実習 IV

赤字：公認心理師必要科目

緑字：特別演習科目

紫字：プログラム専門必修科目

黒字：プログラム専門選択科目

※学際融合基礎科目は、時間割が未定のため記載していない

※水・金は学外実習および実習指導日

実習施設一覧（公認心理師）

授業科目名	人数	実習先名	住所
心理実践実習Ⅰ	5人程度	医療法人陽和会南山病院	糸満市字賀数 406-1
心理実践実習Ⅱ	5人程度	沖縄少年院	糸満市真栄平 1300
心理実践実習Ⅲ	3人程度	国立病院機構琉球病院	金武町字金武 7958-1
	3人程度	医療法人へいあん平安病院	浦添市字経塚 346 番地
	5人程度	宜野湾市教育委員会はごろも学習センター	宜野湾市赤道 1-5-17
心理実践実習Ⅳ		社会福祉法人友興会ノアーズ・ガーデン	糸満市字大度 1255